

総務常任委員会要点記録

日 時： 令和5年9月12日（火）
午前10時00分～午後3時49分
場 所： 第一委員会室

出席委員 (7人)	委員長 委員 委員 委員	小林 憲一 遠藤 ちひろ 上杉 ただし いじま 文彦	副委員長 委員 委員	いぢち 恭子 岩永 ひさか 三階 道雄
--------------	-----------------------	-------------------------------------	------------------	---------------------------

出席説明員	企画政策部長	鈴木 誠	行政サービス・アセット担当部長 (兼) 総務部参事	榎本 憲志郎
	市民自治推進担当部長	田島 元	企画課長	小形 雄一郎
	市民自治推進担当課長事務取扱 (兼) コミュニティ・生活課長事務取扱			
	行政管理課長 (兼) DX推進担当課長	大島 亮 弥	資産活用担当課長	岩本 俊行
	情報政策課長	竹田 昂 士		
	総務部長	藤浪 裕 永	人事課長	森合 正人
	防災安全課長	柚木 則 夫	新庁舎整備担当課長	室井 裕之
	市民経済部長	磯貝 浩二	課税課長	齋藤 友美雄
	市民課長	松下 恵二	観光担当課長	加藤 大輔
	スポーツ振興課長	私市 敬		
	保健医療政策担当部長	本多 剛 史		
	公園緑地課長	長谷川 哲 哉		
	会計管理者(兼)	高階 靖 哲		
	会計課長			

案 件

	件 名	結 果
1	第78号議案 多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	原案可決すべきもの
2	第79号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
3	第80号議案 多摩市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
4	行政視察について	了承
5	特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

	件 名	担 当 課 名
1	今後の第六次総合計画の策定関係スケジュールについて	企画課
2	多摩市組織条例の改正について	企画課
3	「(仮称)地域協創」の推進に向けての取組みの状況報告につ いて	企画課
4	第9次行革計画「多摩市持続可能な市政運営のための取組み(令 和2～5年度)」 令和4年度の達成状況と取組項目の一部修正 について	行政管理課
5	フードトラックトライアルサウンディングの結果報告について	行政管理課
6	聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについて(状況報告6)	行政管理課
7	学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて	行政管理課 健康推進課
8	都市計画税の税率について	財政課 課税課
9	収納代理金融機関の指定の解除について	財政課 会計課
10	一般財団法人GovTech東京の設立について(報告)	情報政策課
11	多摩市地域防災計画の改定方針について	防災安全課
12	多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画の改定について	防災安全課
13	多摩市役所本庁舎建替基本計画の検討状況について	総務契約課
14	多摩市特別職報酬等審議会の開催について	人事課

15	マイナンバーカードの状況について	市民課
16	多摩センターわくわくプロジェクト進捗状況報告	観光担当 都市計画課 道路交通課 公園緑地課
17	せいせき桜ヶ丘ぶらり謎とき！まち歩き2023秋開催報告	観光担当 行政管理課
18	所管事務調査について	—

午前10時00分 開会

小林委員長 　　ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

この際日程第1、第78号議案 多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

榎本行政サービス・アセット担当部長 第78号議案 多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明する。本件は、6月の本総務常任委員会協議会でご説明したとおり、多摩市立武道館内に新たに設置する販売コーナーについて行政財産使用料を設定するため、本条例別表1にその旨追記する改正を行うものである。ご審査の上ご承認を賜るようよろしくお願い申し上げます。詳細は岩本資産活用担当課長よりご説明申し上げます。

岩本資産活用担当課長 第78号議案、議案書27ページ、新旧対照表では3ページをご覧いただければと思う。

多摩市立武道館内2階のロビーに10月から新たに設置する衛生用品や日用品等を販売する、使用面積が1平米の簡易の販売コーナーについて、月額1,000円の使用料の料金区分を別表1に新設するものである。また、別表2の区分名称について、屋外スポーツ管理更新計画等の表記に合わせて「屋外体育施設」から「屋外スポーツ施設」に文言修正を行うものである。ご承認賜ったら令和5年10月5日から、別表2については交付の日から施行を予定しているのでご承認賜るようよろしくお願いする。

小林委員長 　　市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

上杉委員 　　昨日、こちらの多摩東公園内の武道館の販売所を見学に行ってきた。本当に小さな販売所だった。これで月額賃料が1,000円ということであるが、この1,000円という料金の根拠を教えてください。

岩本資産活用担当課長 1,000円については、ほかの総合体育館等のレストラン・売店等の使用料について1平米当たり1,000円としており、今回についても倉庫を含めて1平米の使用となるので1,000円とさせていただいた。

上杉委員 もう一つ質問させてほしい。こちらの販売所で食料品、飲料も販売する予定だと昨日聞いてきた。それで、そのところにはごみ箱が全くない状態で、一応入り口のところにコカ・コーラ社が設置したペットボトル回収用のごみ箱はあるが、ペットボトルなどの飲料品を販売するのであれば、そちらのごみ箱の設置もぜひ検討していただければと思う。

私市スポーツ振興課長 総合体育館にも売店があり、一応そちらでごみ箱を設置するのではなく、利用者の皆様からこれはごみであると受付に申請いただいたら、受付で引き取るような形にさせていただいている。武道館でも同じような運用を想定しているので、そのようにさせていただきたいと思っている。

岩永委員 私も今、上杉委員と同じようにその1,000円の根拠を聞こうと思ったのであるが、もともと1平米当たり1,000円と出てきた根拠について一応確かめておきたいと思う。

岩本資産活用担当課長 過去のものを見ていたのであるが、これまで従前から平米1,000円ということで行っていたが、他市の調査をした中でも大体1平米当たり1,000円納めるような状況で、ある程度最低限の使用の事務経費を検討した上で、おそらく一律1平米1,000円ということの設定されているのではないかと、推測も含めてであるが、考えている。

岩永委員 その売店を利用者の人が便利に使っていただくのはすごくよいと思うが、例えば1,000円を見直す、見直さないというのは議論されているのか。売り上げがすごく上がっていればもう少しお金を頂戴という形になるのか、それとも指定管理者の収入していただくのか、その辺りの取り決めは何かあるのか。

岩本資産活用担当課長 自動販売機などは利用に応じてといった形にしているが、レストランや売店等については現行そのような形は制度上取っておらず、使用料のみの設定となっている。いろいろな施設がある中で、金額や利用の多寡もあるのでその辺は検討していかなければいけないかと思っているが、まだ議論は始まっていないような状況である。

岩永委員 ちなみに例えば食堂あるいは売店が月々どのぐらい売り上げているのかは定期的にチェックしておられるのか。

私市スポーツ振興課長 レストランや自動販売機の収入については、定期的に自主事業の報告というところで把握している。

いぢち委員 1点伺う。今回販売コーナーを置くということであるが、町なかには自動販売機などで災害時には災害時対応で使えるようなベンダーもある。武道館に限らずであるが、こういったものを今後取り入れていく、市民の皆さんに水分補給のためのスポットをつくと同時に、そういった災害対応も考えるというようなことはあるのか。

私市スポーツ振興課長 武道館は避難所にもなっているの、そういった必要性があるときには指定管理者と協議しながら物品の供給等を必要に応じて実施していきたいと考えている。

いぢち委員 災害時の企業協力が今多方面で行われている。様々な部分でそういったご配慮をいただけるようによろしく願います。

三階委員 岩永委員と同じように少し気になっていたのですが、単価が1,000円ということであるが、利用者の方は確かにそういうものが欲しいということでの対応だと思うが、ここだけの施設ではなく、多摩市にはいろいろな施設がある。民間だと例えばテナント料が場所によって料金が変わってくることもあるので、今後も含めてそのような使用料については、先ほどもあったがしっかり検討したほうがよいのではないかと思うが、その点について再度お伺いしたいと思う。

岩本資産活用担当課長 その辺の多寡というところもあると思う。一方で、事務作業で何年に一度その辺を改定しなければならないといった点もあるので、全体的な把握をした上でどうすべきか検討していきたいと思っている。

三階委員 できたらそこら辺を、その部署だけではないが、しっかりと全市レベルで全体的に考えていただければと思う。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第78号議案 多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

この際日程第2、第79号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

榎本行政サービス・アセット担当部長 第79号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明する。本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるマイナンバー法及び関連法の改正を受けて本条例の改正を行うものである。ご審査の上ご承認賜るようよろしくお願い申し上げます。詳細は担当課長よりご説明申し上げます。

大島DX推進担当課長 情報政策課から説明させていただく。第79号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。資料は、サイドブックスの本会議令和5年第3回定例会市長提出議案の中の先ほど議案書をお開きいただいたかと思うが、そちらだと29ページ、また一部改正条例新旧対照表の資料であれば5ページ、6ページのところとなる。

本条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法第9条第2項に基づき、個人番号つまりマイナンバーを利用する本市独自の事務等を定める条例となる。マイナンバー法では全国一律で個人番号を利用する法定事務の範囲等を定めているほか、法定事務以外で各自治体が独自に番号を利用する独自利用事務と庁内連携について条例で定めなければならない旨を規定して

大島DX推進担当課長 具体的な手続については今後になると思うが、必要なことは被保険者の資格を確認することであるので、資格確認書があればそれでも確認できると思う。ただ、この条例ではマイナンバーとの連携をするかどうかというところであり、資格確認書は別にマイナンバーとは連携していないので、そこについては特にこれに定める必要はないことになる。

岩永委員 今回、法定事務以外で各自治体が独自に利用する場合にその条例に定めるとのことだと思うが、独自でこういう事務をやる、あとはそれについてマイナンバーと連携させることを、何か庁内の審議会のようなところを通して議論したりするという手続はしているのか。

大島DX推進担当課長 特段そういった手続はなく、その事務について必要になった場合に所管課から情報政策課に依頼があり、それが条例改正が必要なものかどうかは条例所管課で判断して上程させていただくことになる。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第79号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

この際日程第3、第80号議案 多摩市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

この際暫時休憩する。

午前10時20分 休憩

午前10時21分 再開

小林委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

これより市側の説明を求める。

磯貝市民経済部長 第80号議案 多摩市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてである。本件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の改定に伴い、スマートフォンにマイナンバーの電子証明書が搭載可能となったため、スマートフォンによる多機能端末、コンビニ交付等に印鑑登録証明書の地域を追加するため、条例の改正をお願いするものである。ご審査のほどよろしく願います。詳細については市民課長よりご説明をさせていただきます。

松下市民課長 多摩市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。今回の改正の趣旨であるが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の改正に伴い、スマートフォンにマイナンバーの移動端末設備用利用者証明用電子証明書の搭載がされたことから、スマートフォンによる多機能端末機を利用した印鑑登録証明書の申請を追加するため、多摩市印鑑条例の一部改正をお願いするものである。

改正の内容としては、多摩市印鑑条例第20条の条文に、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が搭載されたスマートフォンを使用したコンビニエンスストア等の多機能端末機を利用した印鑑証明書の申請について追加をさせていただきますものである。

こちらの条例の施行予定日であるが、この条例は公布の日から起算して1年を超えない範囲において規則で定める日から施行するとさせていただいている。ただし、第20条第1項の規定に定める部分については、公布の日から施行するとさせていただいている。

小林委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

上杉委員 マイナンバーカードの住民票の発行のところでも誤発行がいろいろ報告されたが、今回多摩市の印鑑証明書をコンビニで発行することについて、他人の情報が誤って発行される可能性はあるのか。

松下市民課長 コンビニ交付の誤交付については、今年度に入って一部のベンダーによって誤交付が発生したという状況があった。それを受けて、各コンビニ証

明のベンターについてはシステム総点検ということで耐久テスト、負荷テスト、全体のシステムテストを行い、多摩市が委託しているシステムベンダーにおいてはそういった事象は発生していない状況が報告されている。ちなみに、この印鑑証明については既にコンビニ交付を令和元年度から開始させていただいており、昨年度の実績でいくと総件数の27.2%の方がコンビニで取得されている状況である。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第80号議案 多摩市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

（賛成者挙手）

小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

次に、日程第4、行政視察についてを議題とする。

本件について、本委員会の2年間のテーマである市民生活と市の業務に関するDXについてを調査研究するため、委員会として先進市の視察を行いたいと思う。別紙の委員派遣承認要求書案のとおり、視察の内容については、日程は10月26日から10月27日までの2日間、場所は26日が新潟県新潟市、27日が新潟県見附市である。内容は新潟市がDXプラットフォーム推進事業について、見附市が市民生活と市の業務に関するDXの取り組みについてである。経費は約33万円である。以上の内容で委員の派遣について議長に申し出をしたいと思う。これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長 ご異議なしと認める。では、この内容で申し出することに決定した。

日程第5、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は、別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ない

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長　　ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。
この際暫時休憩する。

午前10時28分 休憩

(協 議 会)

小林委員長　　ここで協議会に切り替える。

それでは、協議会事項1、今後の第六次総合計画の策定関係スケジュールについてを議題とする。

市側の説明を求める。

鈴木企画政策部長　1番から10番までが本日企画政策部の案件であるが、以後は順次直接課長からご説明という形でもよろしいだろうか。それでは、まず1点目の今後の第六次総合計画の策定関係スケジュール以降、順次課長からご説明させていただくので、よろしく願います。

小形企画課長　　協議会1の資料をお開きいただければと思う。第六次総合計画については今議会に基本構想案を議案として提案させていただいており、26日から特別委員会で審査いただくところであるが、総合計画基本構想と基本計画の2層で構成されている。そのうちの基本計画についても今並行して策定を進めているところであるので、本日は主に基本計画の策定スケジュールについてご説明をさせていただく。

まず基本計画素案の内容そのものについては、8月30日の特別委員会にもお示しさせていただき、ご説明もさせていただいているところであるが、その後の動きとして、まずたま広報の9月5日号あるいは市公式ホームページでの周知を皮切りとし、今10月5日までパブリックコメントを実施しているところである。また、明日9月13日の19時からパルテノン多摩で、16日土曜日は10時からがベルブ永山、14時から関戸公民館において市民説明会も予定している。

この基本計画であるが、今後10月17日に庁内の専門委員会でパブリックコメント等の意見あるいは先日の特別委員会での指摘も踏まえ必要

な修正案の検討を行った上で、10月26日に予定している総合計画審議会に修正案を説明し、最終的には11月6日の庁内の策定委員会において決定する予定である。

なお、基本構想案の議決をいただき11月に基本計画が決定できれば総合計画としては完成となるので、12月議会の日程自体はこれから議会運営委員会で決定されるかと思うが、12月の総務常任委員会の協議会に主な修正内容についてご報告させていただく予定で考えている。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項2、多摩市組織条例の改正について、市側の説明を求める。

小形企画課長 続いて多摩市組織条例の改正についてご説明させていただく。先ほどの案件でもお話しさせていただいた第六次総合計画に関連して、市長の直近下位の内部組織について規定している組織条例の改正を12月議会に提案することを予定しているので、主な内容についてご説明させていただく。

まず資料をご覧ください(1)のところである。1点目は、市民自治を推進する組織の設置として(仮称)であるが協創推進室を設置することを考えているところである。この協創推進室については、自治基本条例を所掌し、全庁横断的に市民自治を推進する組織といったところで、所属としては企画政策部としつつ、新しい仕組みをつくっていく特命事項的な事務を担う組織ということで、企画政策部の一部の事務を分担する組織といった形で部相当の室とすることを考えている。具体的な体制については、現在の企画政策部の市民自治推進担当部長、同じく市民自治推進担当課長、企画課の企画調整担当のうちの1ラインと市民自治に関わりの深い現場を所管しているコミュニティ・生活課、こちらはくらしと文化部になるが、こちらのコミュニティ担当と老人福祉館を統合した組織といったところで考えている。

次の(2)は、こちらに伴う部分であるが、この改正を行うとコミュニティ・生活課が本庁にある市民生活係とベルブにある消費生活センターと

いった2つの係体制となり、一つの課としては規模感も小さい課といったところの中で、次の事務をほかの部に移管するといったものである。具体的にはこちらに列記しているが、畜犬登録や狂犬病予防あるいは野良猫対策の事務を環境部に、町名地番整理の事務を都市整備部に、南多摩斎場や霊園管理の事務とその次の消費生活センターについては市民経済部に移管するといったものである。

下のスケジュールについては、冒頭申し上げたとおり、次の定例会で条例改正の提案を行う予定である。

なお、こちらの資料には記載がないが、組織条例での規定事項ではないが、健幸まちづくりの推進体制であるが、こちらについてもこれを機に再編し、健幸まちづくり推進室は企画政策部企画課に統合、また健幸まちづくり担当部長についても企画政策部の所属とする予定である。

小林委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

いちち委員

このたびの改正でまた所管がかなりシャッフルされたように思う。特に新しいこの市民協創は多分多摩市政の重点政策、目玉というか根本に関わることだと思うが、そうすると生活環境常任委員会が生活やコミュニティを所掌するところだと思うが、このような所管のシャッフルによってどう変わるのか。市民協創というのが非常に大きいことでこのように企画政策部に入るというのはわからなくもないが、本来これまで多摩市が進めてきたものはやはりコミュニティの部分が非常に大きく、逆に生活環境常任委員会がもっとコミュニティ部分に大きく関わってもよいかと思う。

それは議会の問題でもあるかもしれないが、私もしょっちゅう「包括的に」「横断的に」と言っているから、一つの所管で一つの事業は案外切り分けられないものであるし、こういう形で包括的にこれから取り組んでくださるというのはわかるが、その辺の所管の整理に伴って、この(2)であるが、少し言葉は悪いが、あぶれてしまったところをこのように統合することに関しては、庁内でのどのような議論でここに落ち着いたのか、もう少し詳しくご説明いただけるか。

小形企画課長

庁内での議論であるが、今回事務移管が主にされるのは市民生活係が担っていた部分と消費生活センターが担っていた部分といった中で、今回検

討するに当たっては、他市の状況なども調べさせていただいた。そういった中で、例えば消費生活の関係だと産業振興の所管で持っているようなところも多くあったし、また、犬猫の関係については費目的にも衛生費といったところもあるが、やはり環境系で持っているところも複数確認ができています。

また、もともと今まで組織改正をしてきた中でも何度か実際には俎上にならなかってきていた中で、今までは組織条例の改正にまでは至っていなかった部分というところもある。そういった中で、今回こちらの地域協創推進室の設置を機に改めて各関係部署とも調整をさせていただいて、こういった形で各部の所管を移すといったことでまとまったところである。だから、他市も参考にしながらやっていったというのが大きなところである。

いぢち委員 確認するが、これから先本当にこの協創を多摩市として強力に推進していくところだろうと思うが、そういったことを市議会で考える場合には総務常任委員会なのか生活環境常任委員会なのか。つまり、コミュニティの部分というのは一体私たちの場合どのように捉えるべきなのか、少し迷ってしまう。この協創ということは、市民自治の問題、そのとおりである。企画政策部の所管になることが別におかしいというわけではないが、現実の市民の生活は、例えばコミュニティセンターであったり、今結構問題になっている老人福祉館であったり、本当にコミュニティの問題である。

だから、そういう意味では複合的に私たちは捉えていくべきなのか、本当切り分けられないと思う。健幸まちづくりもまさにそれである。市側の整理としては、そこはどうなっているのか。コミュニティというものと地域協創、そして六次総の推進ということで協創推進室が設置されるということであるので、そこを再度伺います。今市ではどのような組み立てで考えているのか。

鈴木企画政策部長 今いぢち委員のお話の部分、議会での議論の場をどうするのかというようなお話かこちらとしては受け止めてしまう。そうなってくると、委員会としての所管の部分は、私どもが申し上げられる部分ではないと思う。企画部門がいわゆるコミュニティ関係を所管しているところは他市の中でも多々ある。したがって、今回私どもとしては、このような形で第六

次総合計画を推進していくために体制をつくらせていただきたい。議会として議論する場については、今まで部単位で常任委員会を受け持つというような考え方でされていると認識しているので、そちらについては議会の中で改めてご検討いただいて調整いただければと思う。

いぢち委員 もちろんそのとおりである。これからまた所管がこのように変わるので、議会でももう少し整理が必要になってくるかと思う。ただ、お伺いしたかったのは、実は私が思っている以上に上位というか、ここに六次総を推進するための施設として協創推進室がある。この協創というのはまさに市民と行政が協働し、しかも創造的な市政を進めていくということであるので、そのことの立てつけをどう考えているのか、疑問ということではないが考えを確認したくなった。本市の言ってみれば一番の上位法である市民自治基本条例に基づいてこういった整理をしたと捉えてよろしいのか。

小形企画課長 (仮称) 地域協創の推進に向けての取り組みの状況というのはこの後の案件でも説明が改めてあるが、令和3年12月から開始した第8期自治推進委員会における審議と併せてモデルエリアでの取り組みといったものにも取り組んできているところである。間もなく自治推進委員会からの答申が予定されている中で、答申を踏まえて来年度から次のステップに進むまでの推進体制の整備といったことで、今回まずは協議会にご説明をさせていただいているところである。第六次総合計画との関係でいくと、基本構想の第2章まちづくりの基本理念の中に、多摩市らしい地域共生社会の実現と言っているものも掲げている。地域協創のこれからの取り組みについては、多摩市らしい地域共生社会の実現にもつながる取り組みであると認識している。

三階委員 1点、確認だが、くらしと文化部ということで、例えば犬、猫のことであったりとか所管が変わるということである。ちなみに、例えば犬、猫の問題としても、担当していた係の方等、詳しい方が各部署にいたと思う。要するにその事業が移るということであるが、人も一緒に移るのか、それとも事業だけ移るのか。要は引継ぎ等が問題になってくると思うが、そこら辺について考えを伺う。

小形企画課長 人事異動の関係は現時点でこうしていくとはなかなか申し上げにくいと

ころであるが、いずれにしても今動いている事業がそのまま円滑に引き継がれるように、人のことも含めて対応させていただくところである。

鈴木企画政策部長 業務量に応じて人員配置もそのまま、よくある話で言えば仕事を持ってそのまま次の部署に行くような事例もある。ただ、そこについては、人事の所管は総務部になる。ただ、一定数きちんと、今、三階委員がご心配いただいたように事業の継続性をきちんと担保しなければいけないことは十分我々も認識しているので、そこはきちんとした配慮をさせていただきたいと考えている。

三階委員 様々な事業は市民の方と結構つながっているところがあるので、そこは十分配慮して、引き継ぐのであればしっかり引き継げるような体制づくりをお願いしたいと思う。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項3、「(仮称)地域協創」の推進に向けての取組みの状況報告について、市側の報告を求める。

田島市民自治推進担当課長 協議会資料の3をご覧くださいと思う。6月議会のときに状況報告ができていなかったのも少し間が空いてしまったが、今のお話にもあるが市として地域協創を進めていくための取組みを今しているのも、その状況報告も含めた報告をさせていただきたいと思う。

パワーポイントが12ページほどあるので、簡潔にお話ししたいと思う。2ページ目に、本日の進行ということで、これまでの経過の報告確認と、あと先ほどもあったが今までに4つのモデルエリアで取組みをしてきたのでそちらを簡単にご紹介したいのと、今第8期の自治推進委員会で議論いただいているのでその自治推進委員会の議論内容と、今市で取り組んでいる地域協創、これまで議会にはご説明をさせていただいていなかったが、その上位の概念として協創というものを打ち出したいと思っているので、そちらの協創と地域協創の関係を最後に参考ということでご説明したいと思う。

3ページ目のスライド、細かくて恐縮であるが、こちらはこれまでの経

過の確認ということで作らせていただいた。先ほどもあったが、第五次総合計画の第3期基本計画をつくったときに、令和元年の6月からスタートしているが、そのときに重点テーマを3つ設定したが、その3つのテーマの一つに、一番左の上にも書いているが「市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり」を掲げ、これに基づいた取り組みをしてきたところである。7期の自治推進会を令和元年の11月に設置し、そこでこの新たな協働の仕組みづくりについて諮問をさせていただき、これまで7期は2年間の任期があったので、まずは令和3年10月時点で中間報告をいただいた。そのまま引き続きこの第8期に令和3年の12月から移っていただいて、そちらの考え方はおおむね中間報告でいただいたが、具体的な仕組みや仕掛けの内容等についてご議論いただいたのが第8期になる。ここで令和5年の12月までが任期になるので、今予定では令和5年10月の時点で答申をいただいて、その後に具体的に市として取り組みの内容を固めていきたいと思っている。その下がモデルエリアの関係であるが、令和2年からまず2エリア、東寺方小学区と諏訪中学区を指定し、令和3年から青陵中学区、令和4年からは東愛宕中学区というように、基本的には今回小・中学校の通学区域を基盤として4つのモデルエリアを指定し、議論だけではなく実践を含めた検討をしてきたところである。下は広報等でどのような周知をしたかということと、あとは庁内向けに講座を行ったり、総務常任委員会には年度に1回は報告をしたいと考えていたので、令和2年度は令和3年3月、令和3年度が12月、令和4年度は地域担当職員を試行するということがあったので3月議会で報告し、今回9月の総務常任委員会での報告になっている。

次の4ページ目、今申し上げた4つのモデルエリアは順次エリアをふやしてきたが、どういったことをやってきたのかを簡単に紹介しているのが4枚目のスライドになる。各エリアごとに、右にあるが今回、中間支援機能ということで行政と地域、市民の方と、その間に入っていて特に市民側、地域側の伴走支援を行った第三者的な支援機能を入れていきたいと考えていたので、今3団体とモデルエリアで試行しているところである。東寺方小学区については大学のゼミと、諏訪中学区、青陵中学区について

は若者会議が基盤となってつくった合同会社M i c h i L a bと、東愛宕中学区については一般社団法人コミュニティネットワーク協会と一緒にやっている。やり方はエリアによって若干異なっているが、既存地区、ニュータウン地区、また既存の社会福祉協議会がやっている地域福祉推進委員会の有り無し、また東愛宕中学区については、コミュニティネットワーク協会が地域の中に拠点を整備していくという事業が先行してあったので、それを一緒にやっていくという形で実践してきたところである。

下に画像も入れているが、そちらでいただいたご意見等も拾わせていただいている。青で囲ったのは東寺方小学区のエリアミーティングに参加いただいた方のアンケートでの回答であるが、こういったところに出ることによってわくわく感、幸福感、またポジティブな感情を得られたということ、日常に限らず非常時等について、こういったエリアの中で横のつながり、いろいろな世代のつながりができることでセーフティーネットになる、こういったことを地域でやるのが将来的には子どもの未来にとってよりよい地域づくりになるのではないかといったお言葉をいただいている。

また、オレンジのところは青陵中学区の中でエリアミーティングやったときの民生委員の言葉だったが、民生委員活動していても、このとき青陵中学区の若い人にも参加いただいたが、若い方と町のことを話す機会があまりなかった、これが初めてだったということと、これまでは今現在どうするかといったことを考えることしかできななかったが、これからの未来志向のことを考える機会になったというお言葉をいただいたところである。

あと右の写真は大栗川であるが、大栗川で東寺方小学区のいわゆるミニプロジェクトで、これは英語を話しながらごみ拾いをするといったプロジェクト、幾つかのプロジェクトをこのエリアミーティングに参加いただいた方々が自分たちで考えて行うという取り組みをさせていただいたところである。

5番目のスライドになるが、自治推進委員会でこういったことを議論してきたかである。これ、ごちゃごちゃしていてわかりづらくて恐縮であるが、7期と8期があり、7期で先ほど申し上げた新たな協働の仕組みづくりについてということで諮問させていただいて、大きな考え方をいただい

た。それがいわゆる地域協創という、これから何らか行政と地域が協働するに当たっては、新たな仕組みや仕掛けが必要なのではないかとといった大きな考え方をいただいたのが7期であるので、以前もお話をさせていただいたようにその考え方としては3つの柱、支える、つなぐ、掘り起こす、そういった大きな考え方でいただいたのが7期で、それに基づいて8期については具体的なこの地域協創の仕組みや仕掛けを検討してきたところである。だから、今の3つの柱とその下に4つの仕組みや仕掛けがぶら下がる、これが地域協創というもので、それによっていわゆる協創という目指すべき地域社会をこれから実現にしていこうという考え方を今度の10月の答申の中でいただく予定である。

答申を受けた後に、先ほどもあったが自治基本条例にこういった考え方を入れていきたいということと、あとビジョン案というものをつくろうと思っている。これは今モデルエリア4つでやってきたが、協働というものを入れたときにそうだったが、こういった新たな考え方を市民の方にお伝えするのはなかなか難しいものがあるので、こういった考え方に基づいて多摩市で取り組んでいくことをわかりやすい形でつくっていききたいと思っており、それを今仮称のビジョン案として考えている。

6ページ目、今申し上げた特に8期でどういったことを検討してきたのが6枚目のスライドになるが、前半については地域協創という仕組みを考えていく上で大きく4つのテーマ、今10のエリアを想定して4つのモデルエリアで実践しているが、エリア性というものをどのように考えていくのかということ、地域や地元行政等に関心が薄い方々をどうしたら掘り起こしができるのか、さらに自治の担い手、推進役にどうやったらしていけるのかというのがテーマの2つ目であった。3つ目が、今先ほどの3つの主体と一緒にやっているが、中間支援組織の組織のあり方、最後テーマ4が、いわゆる（仮称）地域担当職員として地域を応援するあり方についてはどういったものが必要かということを中心として前半で議論してきて、後半で今から申し上げる地域協創と新たな概念としての協創の考え方、定義等について検討してきたところである。整理としては、具体的な仕組みや仕掛けを「地域協創」と言い、それによって実現される地域社会のことを今「協

創」という言い方をしている。

それを図示したのが7ページ目になる。初見でわかりづらいかと思うが、まず下に、これまで自治基本条例の中でも参画や協働というものは定義を言っているが、平成16年当時につくった条例でもあり今18年ほど経過しているが、つくった当時とはかなり環境も、また高齢化も進行する中で状況も変わってきているので、参画協働にもそれぞれそちらに掲げたような課題が見えてきている。参画については、参画できる世代自体が限定的であり、高齢者の方、またリタイヤされた方が中心の参画となっていたので若い世代になかなか広がりが出ていないというところが、ざっくりと参画の諸課題だと思っている。協働についても、市で呼びかけて市と議会と市民の方が協働していくという定義を置いているが、どちらかという市民の方は受け身的になっていたり、また目の前の課題解決型という言い方をしているが、そういったフォアキャスティングというか、まず課題があってそれに対応するためにどうすればいいかというようなところで協働して事業を行うというところが多くなっている。今地域に負担感が出ているという書き方をしているが、様々な分野で既存の組織やこれまでのやり方に今限界というか破綻を来しつつあるかと思っている。

協働の相手方自体がなかなか見つからない、いわゆる担い手不足の課題というのはどんな分野でも結構出ているが、どちらかという今の手法、組織のあり方等については、担い手という言い方もあまりよい言い方ではないと思っているが、担わされ手というか、義務感や輪番制でやっているようなそういった担い手が多くなっている。その辺りを変えていかなければいけないのではないかという課題認識に立っている。

これを上のほうに持っていきたいと思っており、その参画だところらの縦に広げて多世代の方に参画をいただく、協働だと、横に広げて様々な分野での協働が生まれるような仕組みや仕掛けをつくることで、誰もが、どんな方でもつながり合えるようなコミュニティを様々な場でつくっていく。この仕組みや仕掛けのことを今（仮称）地域協創、オレンジの枠のところにして、これはどちらかという行政として環境整備をしていくところだと考えている。こういったことをやっていくことで上に書いた、今考えて

いる協創という考え方に近づけていきたいと思っている。

多世代の参画、多分野横断的な協働があったり、また今東寺方でもやっているが、やりたいことや楽しいから継続できるような、どちらかという自発的な活動を促していくような方向に持っていきたい。そうすることで魅力や価値を新たに創造、創出するような考え方を今「協創」という言い方にしているので、ピンクで囲んだが、様々な地域課題の解決になり、かつそれがさらにまちの魅力や価値の創造につながっていく、こういった状態を「協創」という言い方にしたい。今までの参画、協働は、すること、行動することということで行動のことを言っていたが、協働と協創は近いが、協創はどちらかという状態のことを指す定義で置いていきたいと思っている。

今言ったことを順番に並びかえたのが8ページ目で、言っていることは基本的に7ページと一緒にある。行政の役割としては、オレンジの部分、地域協創という仕組みや仕掛けをつくっていく環境整備をしていくことで、黄色の部分のいろいろなエリアの中で多活動マッチングがあったとき、様々なやりたいこと得意なことができるよう、そういった地域の中にプラットフォームをつくっていく。いろいろな主体が緩やかにつながるような場や機会をつくっていく、そういったところに多世代の参画、多分野の協働を入れていく、縦横のつながりをつくっていくことで先ほど申し上げたいいわゆる多世代共生型のコミュニティをつくる。これがひいてはピンクの部分の課題解決や魅力、価値の創造につながっていくのではないかと考えている。

今申し上げた協創の部分をつくり上げていくためには、「地域協創」、これがこれからやっていきたいと思っている市がやるべき環境整備の部分であるが、これを整理したのが9ページ目になる。考え方としては、7期の自治推進会議からいただいている3つの柱、支える、つなぐ、掘り起こす、それぞれあったので、そこにどのようなぶら下がるしくみやしかけをしていくのかということで今自治推進委員会からいただく予定のものが4つほどある。

1つが、これまで地域担当職員という言い方をしていたが、エリア制の

考え方からも、特定のエリアを特定の職員が担当するという考え方を多少変えていきたいと思っているので、今申し上げたような協創をつくっていくために、地域の活動を応援していくような制度、まだ（仮称）であるが協創職員制度というものをに入れていきたいと思っている。また、先ほど申し上げた中間支援として、地域の活動を第三者として伴走できるようなものを入れていくということと、あと今モデルエリアでやっているが、多活動マッチング型の地域プラットフォームをエリアにつくっていくということと、あと議会からもいただいたが、こういったものを可視化できるような、また若い世代でもなるべく壁を低くして入ってこられるようなツールも入れていきたいと思っている。

今考えているのは、4つほどやっていきたいと思っている。それを説明したのが10ページ目になる。今簡単に申し上げたが、特に協創職員制度、いわゆる地域担当職員制度であるが、こちらについて今考えているのは専任の私ども企画課の職員である。今、課長、係長、担当の3人を試行で地域担当職員として指定していただいているが、そういった本部としてやっていく職員と、どちらかという若手職員中心に地域の活動を応援していくようなサポーター制度についても入れていきたいと思っている。

あと、中間支援とプラットフォームと、一番下、こちらはできればこの秋に実証実験をやっていききたいと思っているが、地域ポイント・地域通貨制度のようなものである。地域の活動に参加することでポイント化し、これが見える化・可視化できることでそのポイントを地域通貨として市内の事業者等で使用できるような仕組み、こういうことができればより大学生や若い世代といった層の参入も促せるのではないかと思っているので、こちらもやっていきたいと思っている。

11ページが先ほど申し上げた協創職員制度、これが一番大きな仕組みだと考えているが、専任職員はそちらに書いてあるような支える、つなぐ、掘り起こすといった3つの柱に基づいた役割を果たしていきたいと思っているし、協創サポーターについても、若手職員をどちらかという研修扱い等で若い2年目から5年目ぐらいの職員を対象にこういった地域の活動の応援団として活動してもらおうよう、この辺りはまだ検討しているところ

である。あと紫で書いたが、これは全くの構想段階であるが、私も含めて60歳になると役職定年を迎え、基本的には係長級に落ちるので役職者ではなくなる。だから、そういったこれまでの管理職としてやってきた経験を地域で生かせるようなものも、できれば全体の協創職員制度の中に入れていきたいと思っている。この辺りはまだ人事課とも調整をしているところである。

長くなったが、参考として一番最後のページに載っていたが、これまでの協創ということを知りやすくするために、似たような用語としてまず共有があり、いろいろな情報や意見を共有し、さらにそれを他者と共感する、そうすることで今度は何か行動が生まれ、一緒に協力して何かをしていく、それが複数の主体になってこれまでもやってきたが協働というものにつながり、ここまでは行動の範囲であるが、これを多世代、多分野にどんどん広げていくことで先ほど申し上げたような協創というところに昇華させていきたいと考えているところである。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

いいじま委員 地域協創の4つのしくみ・しかけというところで2つお聞きしたいと思う。まず2番目、中間支援機能、中間支援機能を担う団体による伴走支援。地域にはもう既にいろいろな団体がたくさんある中で、あえて中間支援機能を担う団体をさらにつくるというのはどうなのかとったりもするが、その辺り、中間支援機能というのはどういうことなのかお聞きしたいのが1点。次は、多活動マッチング型の地域プラットフォームづくり。これも内容がよくわからないので、もう少し具体的にお聞きできたらと思う。

田島市民自治推進担当課長 わかりづらいところの説明を飛ばしてしまったが、まず中間支援機能である。「中間支援機能」という言い方自体があまりなじみがないというか、自治基本条例の中に出てきて私も初めて知ったようなところがあるので、こういった機能を担う団体をこれからつくっていくというのは大変難しいかと思っていて、自治推進会の中でもそういう議論があった。今は、先ほどもモデルエリアのところで申し上げたが、大学のゼミと、若者会議と、あと実際に中間支援機能も含めて活動している社団法人と一緒にやっているが、どちらかという中間支援機能を担う団体というのは、

地域の人でも行政でもない第三者的な役割として地域の活動を伴走支援するという立場、そういった機能を担う団体で、今例えば社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターなどはかなりそれに近いかと思っているが、そういった地域の方々が今なかなかできていないがやってみたいと思っていることを実現するために、行政も当然応援して協力していく、協創職員としてやっていくが、さらにいろいろなネットワークやスキルを持っている第三者的な団体の力を借りたほうがこういった地域が実現したいと思っていることをやりやすくしていくというところであれば、そういった中間支援的な団体を使って実現していくという方向でやっていきたい。

だから、例えばいろいろな活動に若い世代に入ってきてもらいたいというような地域の要望や要請があるのであれば、それは今やっていただいているMichiLab（多摩市若者会議）の方々と、どうやってやれば若い世代に広がるか、そういった役割として担ってもらう団体のことを中間支援機能を担う団体と言っているので、それをゼロからつくっていくことはなかなか難しいかと思っている。こういった中間支援の団体と一緒にコラボレーション、一緒にやっていくのが一番いいのかを選択したりセレクトションしていくのがいわゆる協創の職員、今の地域担当職員の役割かと思っている。まだ検討中であるので私の私見も入っているが。

もう一つが多活動マッチング型である。このプラットフォーム、多活動マッチング型に対比されるのが、自治推進会の中でもあったがいわゆる協議会型というきちんとした組織をつくって地域ごとに、以前は阿部市長の公約から始まったことで、いわゆる地域委員会構想という地域ごとにまちづくり協議会のような組織をつくっていくやり方をやっているほかの自治体もあるかと思うが、そういう協議会型に対しての、多活動マッチング型。どちらかというところ、そういった協議会型、今は地域福祉推進委員会や青少年問題協議会、私が所管しているコミュニティセンターの運営協議会のような、いろいろな地域の人たちに入ってもらって横断型の組織はつくっているので、それをまた新たにこの地域協創のために組織をつくっていくということは、また地域の負担をふやすことにつながりかねないと思っているので、どちらかというところ、そういった既存の協議会と言われているような横

断的な組織も使いながら、新たな活動をそれぞれ今やっている方と、新たにやってみたい方、組織と組織、人と人をつなぎ合わせるようなマッチングと言うが、そういったものをやっていく。どちらかという、箱をつくることよりも、いろいろな発想ややりたいことを何とかつないでいくようなそういったプラットフォーム、行政としてやっていくのはやり方がすごく難しいと私も思っているが、そういったほうが今後継続的にやる点ではやりやすいというかよいのではないかと考えているのが、いわゆる多活動マッチング型である。

いいじま委員　まだこれからいろいろと考えていくところかと思うが、今3つのエリアで試行もしていて、やはり地域ごとにいろいろ事情も全く異なると思う。だから、これもまた中間支援機能を担う団体をお願いするとか、お願いしないとか、あるいは地域のプラットフォームをどうつくるかというのは、これはもう地域ごとに違ってくるというような考えでよろしいのか。

田島市民自治推進担当課長　まさに今いいじま委員からいただいたような議論が自治推進委員会の中にもあり、これはあくまで地域ごとにかなり特性も違うし、今実際モデルエリアをやっていても、うまくいきつつあるエリアもあればなかなか苦戦しているエリアもあるので、今4つぐらい組み合わせでしくみやしかけを、どういった組み合わせでやっていくのがいいのかというのは一律には多分ならないなと思っていて、そのエリアでやっていきたいことや特性等に合わせて、どういったやり方が一番このエリアの中ではうまくいきそうかを考えていろいろなことを組み合わせていくのが協創職員に求められるかと思っている。

岩永委員　モデルエリアは今もお話があったと思うが、各エリアごとにいろいろな特色もあると思うし、2年なり3年なり取り組んできたと思うが、一つ一つの取り組みに対してどうだったのかをしっかりと検証をしていくという作業が求められるかと思っているが、それがどのように行われてきたのかということと、そのエリアごとにその温度差も全然違うし、あるいは中間支援機能の皆さんのスキルも異なっていると思っているが、そういったことをきちんと把握をしながら、この自治推進委員会の皆さんが答申をお出しになっているのかということあたりがやや私は疑問符がついたりするが、

そういったあたりはどのように議論されてきたのか伺いたいと思う。

田島市民自治推進担当課長 言われるように、今4つのエリアでやっていって、開始の時期についても順次やってきたのでばらばらである、一応先ほどのスライドの中でも入れたが、モデルエリアの動きについては順次自治推進委員会には毎回報告をさせていただいている。それも今いいじま委員にも申し上げたように、うまくいっている事例もあれば、そうではない事例もあるので、実際にこの中間支援機能としてきちんと機能できているか、今回の一つのテーマが、これまでかなり団塊の世代を中心に、高齢の方を中心として地域活動を若い世代に広げていくかというテーマがあったので、若い世代の広がりが見えているのか、そうになっていないのかといった検証についても事務局としてはやりながら進めてきたつもりではあるが、きちんとした検証結果等を今出せてはいないので、かなり感想的なところにはなるかと思うが、既存の組織を使ったやり方、いわゆる先ほどのエリアでいうと、諏訪中学区と青陵中学区については、社会福祉協議会がやっている地域福祉推進委員会、どちらかというエリア横断的にいろいろな団体から入っていただいている会議体があるので、それをベースにやってきたところである。

特に岩永委員にも参加いただいている諏訪中学区が一番苦戦していると思うが、どうしても既存の人たち及び世話人会を含めた、これまで活動してきた人たちの活動内容をほかの今までそういった活動に加わってきかなかった人たちに、どうやったら広げていくかというところで、いろいろな子ども向けのイベントやスタンプラリーの取り組みをしてみたが、なかなか新たな参加者とか世代に広がっていない。事務局としても、そういった評価をしているところであるので、社会福祉協議会と先日も話し合いをしたが、いかにこういった既存の、これまでのやり方を再編成というか、やり方を変えながら新たな世代にも参画いただけるような手法に変えていくというところは、これからもやっていく課題の一つかと思っている。

岩永委員 市民自治として自発的にやっていくのだと思うが、そもそもこういうものを地域の方が本当に必要としているのかということだと思う。地域の方が本当にこの仕組みを必要としているのであれば参加者はもっとふえてい

くかと思うが、この広がりには欠けるのはなぜなのか。まさに呼びかけが下手なのか、いやもともとそれほど必要性を感じていないからなのか、無関心な人が多いと言うが、無関心な人が多くて何で困るのか、無関心であることがなぜ自分にとって困ることなのかというところがきちんと理解されないと、こういうものは動いていかないと思う。ずっとやっていて、例えば諏訪のエリアで何かイベントをやりたいという人たちが全然諏訪の地域にいるわけではなくほかの地域にいるのであるが、その人たちが何かやろうと思ったときに地域に入れないから、そういうのをコーディネートしてほしいと言ったところで、例えば協創職員の人が地域の団体をよく知っているからコーディネートして、諏訪の中でこういうイベントやりたいと言っている団体や学生がいるので何か協力してくれないかと言ってつなぐのが職員の役割だと言われたりすると何かそういうのがあるのかと思うのであるが、わざわざそのためにエリアにサポーターのようなものを張りつけたりする必要があるのかと思うし、そういうのは別に普通の企画課の中でやっていけば一日回っていくことなのかと思ったときに、あえてエリアを分けてやっていくのが誰に何のメリットがあるのかわからない。わかれば皆動くと思う。

これをやることによってどれだけ私たちの生活がよくなるのか。確かに様々な地域課題の解決が必要だとなるのは皆さん同じだと思うが、これをつくることにどのようなメリットがあるのかが、私もずっと諏訪中学区で参加してきたが全く感じられない。これを感じないのは自分が消極的だからでもっと積極的に関わったら感じるのか感じないのかということはあるが、私が地域の中でここに参加している自治会や管理組合の方に聞いてみても、自分のエリアでやるのも大変で、自分の管理組合の中で何か一つのことをやっていくだけでも非常に大変なのに、それが今度諏訪エリアでとなると非常に負担感も大きいし、これをずっとやり続けることでその先に何があるのか、また皆が疲れてしまう仕組みのようなものができるだけに終わってしまったらあまり意味がないと思ってしまう。しかも中間支援をしてもらうために税金を使っていくということだと思う。きちんと位置づけてやっていくということは、今でもコーディネートしてもらうために

金を出していると思うが、これが10～11エリアになっていくと、それなりに中間支援をきちんとやってもらうとやはりお金もかかっていくし、本当にそこにそれだけの税金をかけることが今の多摩市に必要なのか、それよりもっとやらなければいけないことがあるのではないかと感じてしまう。だから非常に迷いを感じる。やっておられる皆さんにも、これ本当にやったら多摩市の例えば若い人がどんどん掘り起こされて地域が活性化するというその思いがあればその思いも伝わると思うが、非常に迷いがありながら皆が取り組んでいるような気がしているので、その辺りどうなのか正直なところを伺いたい。

田島市民自治推進担当課長 今日資料の4ページ目にも入れたが、これはモデルエリアを抜き出しているのだからこれだけだとわからないところがたくさんあると思うが、先ほど説明した青の網かけになっている参加者の主なメリット、これは別に事務局でメリットとして入れたのではなく、実際に参加していただいた参加者の発言から、また、アンケートから抜いているので、参加している本人もこういったメリットを感じているという例かと思っている。

この方は基本都心に毎日勤めに行っておられて、地域の活動にこれまであまり参加したことがない方だったが、たまたまお父さんは逆に地域の中でいろいろな役職を持っておられて、お父さんのようにはなれないなと思っていただ方であるが、実際に自治推進委員会の委員にもなってもらったし、エリアミーティングにも参加いただいているが、当然都心にお勤めであるのでこれまでその地域の人との関わりがほとんどなかった。これがエリアミーティングに参加することでいろいろな顔見知りの関係ができたというところで、それが自分の仕事にも、こういったわくわく感、幸福感、またポジティブな感情にもつながっている。仕事上にもメリットになるし、いざこういった地域の中で歩いていても挨拶できるような方も結構ふえてきて、こういった関係をふだんからつくっていくことが非常時等のセーフティーネットにもなるのではないかと。

こういうことを先ほど申し上げたこの写真にもある幸せの球拾いという、英語を話しながら大栗川沿いのごみ拾いをやるというプロジェクトにこの方は参加しているのであるが、こういったことをやることで、東寺方とい

う地域が子どもたちにとっても未来が見えるような地域になっていくのではないか、そういったお声もいただいている。

これはあくまでもお一方で、そういった方がどれほど多いのかは把握ができていないが。したがって、アンケート調査等もここでモデルエリアに対してやらせていただいて、そういった地域の中でのつながりづくり、日常的に顔見知りになっていくという関係性をつくっていくことが非常に重要だと考えている方が意外におられることは、アンケートの中でもわかった。

ただ、仕事や子育て等で実際に活動できているかというところではないところでもあるので、今エリアミーティングやるに当たっては、エリアの中に2,000人なり3,000人に呼びかけて無作為で抽出してお願いしているところであるが、こういった一つのきっかけで地域に出ていくことを初めてする方もおられる。私たちも無作為でやっていて、要は2,000人に呼びかけて大体40人来ていただければよいほうであるが、2%ぐらいの参加率で、岩永委員が言われるように、こういったやり方をこれから続けていくべきなのかどうか迷った時期もあったが、同じ方であるが、この方の発言で私は今特に迷いもなくこういったやり方を引き続きやっていきたいと思っている。

こういった市からのアプローチで1人でも地域の中に出てきてくれる人がいれば、かつそういう方が今既に活動している方と混じり合っこの方が言われるように新たな化学反応が生まれていくことにぜひ期待していきたいという意見もいただいているので、一步一步の活動の手応えというか成果は少ないかもしれないが、こういったことをこの時期にやっていかないと、今後の多摩市を考えていくと、これ以外にほかにもっとやるべきことがあるのではないかというご発言だったが、今私たちが考えられるのは、このようなことをやっていくことが全てではないと思うが、必要なことの一つだとは思っている。

岩永委員

今まで参加していなかったが、その参加をするきっかけをつくるというのはよい。きっかけをつくって、こういうミーティングを開いて、その方がいろいろな方がおられるのだなと思ってその感想を持たたことは非常に

よいことだと思う。要はこれを仕組み化していくということである。これをきちんと仕組みにして、地域担当職員のような職員の方も置き、そして何らかこのプラットフォームのようなものを、どういう形なのかまだ私も全然イメージができないが、そういうものをつくるということで仕組み化をするというのは、今までのようにエリアでお試しでやっていく状態とは違うと思うので、そのことが今ここからいろいろ進めていくに当たって、例えば地域包括ケアの仕組み等いろいろなことが言われている中で、二重にも三重にも仕組みづくりにこだわり過ぎているような気がするということである。

だから、本当にきっかけづくりは非常によいと思う。無作為抽出で呼びかけて、今まで全然参加する機会がないが来てみたから参加しようかというきっかけになって非常に楽しかったというのは非常によいと思うし、その後から何か自分の関わるところというのは非常によいと思うが、これを仕組み化することが本当によいのか、これを仕組み化したら本当に六次総は進むのか、第六次総合計画を推進するためのものであるから、本当にそれで進んでいくのかについてはまだ疑問が残る。それは私の地域で参加しているから余計そのように思ってしまうのかもしれないが、ここの方が言われているようなメリットの声は私の地域ではあまり聞いたことがないというのが正直なところで、そのことはお伝えをしておきたいと思う。

いち委員

私も諏訪には行ったことないが、幾つかエリアミーティングに参加させていただいて、本当地域ごとというのは実感としてある。私はこの制度自体には結構未来を感じている部分もある。というのは、常に言われているとおり行政だけでは市民サービスを担えないということは多摩市もはっきり言われているから、この少子高齢化時代に市民と行政が力を合わせて地域を何とかしていかないといけないことはある程度納得している。そのことをがっちりやっていると時間がどんどんたつので、私が聞きたいところを今1点にだけ絞って伺う。

協創職員であるが、先ほど生煮えなくくり方をしてしまったが、この協創職員制度は今まで地域担当職員制度というような言い方をされていたかと思う。田島市民自治推進担当課長のご説明の中でも結構重要なのだとい

うことがあった。私もそう思う。つい最近参加した1か所などはかなりにぎやかに和気あいあいと楽しくやっていて、雰囲気はとてもよい。

ただ、それを雰囲気がよかった、楽しかったではなく、まさに地域課題の解決につなげる、行政とタッグを組んでしっかり発展的な地域の未来のためというためにはまだまだクリアしなければいけない段階がたくさんある。そこの端緒に就いたということだとは理解している。

そこで、まだ仮であるが協創職員制度を導入する、この人たちが本当に何をやるのかが見えないと、ぴんとこないというのは非常によくわかる。屋上屋を重ねるだけ、今も地域でいろいろなことで、それこそ中間支援組織もあるし、民間の団体あるいは企業・事業所のようなところもあるし、皆それぞれ自分のやらなければいけないことを頑張っている上にまたもう一つ何かをつなぐ、とかぶさってくるといったらすごい負担感だと思う。それをある意味風通しよく行政との間のつながりをつくるための職員制度というか、そうあってほしいと思っている。

その際に非常に難しいと思っているのは、諏訪もそうだと思うが私が行ったところでもとにかく地域課題にはありとあらゆるバリエーションがある。教育、子育て、自然環境云々かんぬん。その地域に行く職員はこれを見るとせいぜい1人か2人である。例えば健幸まちづくりで健幸まちづくり政策監が今は変えたが市長と部長の間に立って包括的な横断的なことをやる、それはわかった。この地域職員が、協創サポーターを含め、そこまでの横断的なことをやれるのだろうか。地域課題を持って帰ったものをフィードバックし、それをまた多分地域に戻さなければいけない、常にキャッチボールがあると思うが、1人の職員がそれをやるのは非常に大変なことであるし、今まで政策監だって大変だったと思う。

そういう横断的なつながりをつくる役が職員制度でできるのか。そこは私も非常に疑問というか、これからつくるといふことなのだと思うが、課題ではないかと思っている。そこのところで今考えておられる段階でもいいので、これは本当に大変な制度だと思うので、それについてどうお考えなのか伺いたいと思う。

田島市民自治推進担当課長 11 ページ目にいわゆる協創職員制度の関係を書いている。

実際にやれているかどうかは別としてやっていきたいと思っているのは、左側の協創スタッフ（専任）の役割ということで、3つの地域協創の柱ごとに、支える、つなぐ、掘り起こす、それぞれあまり具体的ではないかもしれないが書いている。支えるという点では、行政側の窓口が一番の窓口になっていきたいということで、いろいろな地域の情報を収集したり提供したり。今は関係課・所管と地域が直接やっているかと思うが、できれば第一義的にはこの協創スタッフ（専任）が入って各所管との橋渡しをするということで庁内調整をして、いぢち委員からもあったようにまた地域にバックするというのが支えるという役割かと思っているし、コーディネートの的に動くとする、いろいろな地域の中の会議に、青少年問題協議会や地域福祉推進委員会というところに参加をできるだけして、関係づくりをしたり、どういう人がいるのか、どういった団体があるのかといったことをある程度把握して、何かプロジェクトを動かしたりするときには、どこどこをネットワークでつないだらできやすいのかといったことをやっていくのがつなぐという役割である。

掘り起こすというのは、これはエリア単位でなくてもよいが、今やっているようなミーティングをやることで新たなこういった無作為で出てきていただいた方の人材発掘をしたり、今はまだでき切れていないが、カルテやビジョンを作ってそういった地域状況が見える化し、これに基づいて地域の課題解決をしていくような動きをしていきたいと思っている。

言われるように、これが本当にできるのかと言われると、今現状でなかなかここまでできる人間はいないかと思うので、一つのエリアに1人というよりも、幾つかチームをつくって、複数のエリアを複数で担当するような体制がいいのではないかと思っている。今のところ4つのエリアでやっているが、これを将来的には市域全域に広げていきたいと思っているので、そのときに必要なスタッフ体制については今後検討していきたいと思っている。

いぢち委員

ここにあるアドバイスにしろ、コーディネートにしろ、プロデュースにしろ、地域では個々の課題ですごくニーズはあると思う。例えば介護のNPO、人手不足のレストラン、客が来ない商店街、本当にいろいろな課題

がある。個々の住民もそうであるので、そこを単なるお助けやお手伝いではなく、ここにあるアドバイスをし、コーディネートをし、プロデュースをする、行政につなげるということは、今チームという言葉も出たが、ただ、1人の職員にどれだけやる気があって能力があるか、あるいはそのチームが頑張れるかだけではなく、それを地域に持って帰ったときに職員がアドバイスやコーディネートやプロデュースをするための体制が行政の側にもあるかどうか、地域の課題は全ての分野においてあるから、健康・医療から育児から教育から経済から、ここでそれをやる地域協創職員制度をつくるということは、そこだけ変えるのではなく、行政全体の仕組みが変わらないと、もちろんこれも言ってしまえば地域も変わらないといけない、だからすごく大事であるが、そのように変えていけるのか。

私たちも、イメージとしてはそのようなものができたらすてきなと思う。ただ、それを現実の着地点につなげるためにはものすごくハードルがあり、それは本当にこの一部分だけの変革ではないし、職員制度をつくったら終わりではない。多分行政全体、そして皆さんが考えておられる階段状のものがあつたが、共有や共感から協創までつなげる、地域の人たち・市民も大げさに言えば意識変革、行動変容していくようなことにつなげるというのは、言ってしまえば大変なことである。ただ、今の社会に必要なことであろうとは私も理解しているが、そのはしごの間を埋めるということを私たちにも市民の一人としてわかりやすく具体的に着実にはっきり見せていただきたい。今の見えている理想像・ビジョンに近づけるために、これからもこれはどうなのかといろいろ聞いたり批判をしたりしていくと思う。ご回答は求めないのでよろしくお願いします。

岩永委員

この議論は何が足りないのかというと、核になるのがどこなのかが全くわからない。例えば今までコミュニティをつくるというと、コミュニティセンターのようなものをつくっていこうと言って、それがあつた意味核になりながら地域の方にいろいろ入ってきてもらって、そこで議論しようというようなことがあつたのであるが、そうではないだろう。

でも、それはなぜそうではないだろうと思ったのかというのにもまたいろいろ理由があるので、その理由もきちんと分析してだから新しい仕組み

が必要だとなっていくと思うし、もう少し言い方を変えると、例えば学校を地域の核にという言い方もある。学校はすごく便利で、別にその意思がなくてもみんな子どもたちは行くわけで、その保護者の皆さんにつながっていくという意味で学校を核にしていくというのもすごく大事ではないかと。

一方で、学校自体も教育活動にその地域の方々含めて参加が欲しいということでコミュニティスクールをやっていることを考えると、一つ例えば学校を核にしていこうという考え方もあると思う。そういうものが全然なく、地域の多様な人が緩やかにつながる場と機会というのがあがるが、機会というのはわかるが、機会をつくれればよいから無作為抽出で呼んでイベント的に皆を集めて議論しようということなのか、それは場も機会も同じような意味で使われているのかよくわからないが、結局これは誰が核になるのか。協創職員制度を導入し、その人たちが核になって地域のコミュニティづくりを言ってみればもう一回やり直すのだということだと思う。

誰もがつながり合える多世代共生型コミュニティの形成、それがなければ第六次総合計画も動かさないし、地域課題もなかなか解決できないのだということになるわけであるから、その辺の核のようなことがどのように想定されていて、例えば地域で困った人はこの協創職員の人に会うためにはどうしていくのかというようなところもあると思うが、核の議論のようなものがどのように行われているのかが見えないから、これがうまくいく、うまくいっていないと言ったときに、ある意味責任と言ったらまた重過ぎるかもしれないが、誰が対応していくのかというところあたりだと私は思っているが、その核という部分についてはどのようにお考えなのか、もう一回確認をしておきたいと思う。

田島市民自治推進担当課長　そういう核という点での議論は実は今まで出たことがなかったもので、核となるものが必要なのかどうかというところから検討しなければいけないかと思っているが、例えば五次総や四次総では学校は地域の核という言い方にしたので、言われるように今いろいろ取り組みを進めていく中で、今回も打ち出しているが世代を縦断していきたい、いわゆる多世代にしていきたいというところが大きな一つの考え方。それは核という言葉

い方は多分違うと思うが。いわゆる地域の活動というどうしても世代にかなり偏りがあるので、子どもたちが参加すればその保護者の方も参加するし、さらにお孫さんがすればおじいさんおばあさんも参加するというような声をかなりいろいろなところでいただくので、子どもたちを核という言葉は合わないと思うが、子どもたちを中心のコミュニティというのは、今、岩永委員もお住まいの管理組合の理事長も言われていたが、核という言葉はなかったと思うが、子どもたちを中心としたコミュニティというのがやはり一番いろいろな人が参加しやすいと思っているので、今回考え方の中には、多世代、これはずっと第7期から言い続けているが、いろいろな世代の人たちが参画しやすいような仕組みづくりを今回大きな考え方の一つに据えて、核がないのでわかりづらいとかという意見をいただいた上で説明するのは難しいが、考えている。

だから、多世代、多分野というようなことを今大きな一つの考え方に据えているが、いろいろな世代の方が入ってきやすいような仕組みや仕掛けという考え方は、これからもう少しブラッシュアップしなければいけないが、持っていきたいと思っている。

岩永委員

ずっと議論していてもあまり見えないが、とにかく誰がどう動いて何をやるのか、もちろん手探りの中で動いてきているというのもよくわかるが、先ほどいち委員が言われていたように、協創職員制度は導入するがその人たちでどう動くのかそのこと自体もきちんと決めていかないと、一回制度を決めてしまうとすぐにやめてしまうわけにもいかないし、その担当になった人には地獄のような気がする。正直言って何をやればいいのかわからないような、それはもしかすると今この議論をずっとされてきた皆さん自身が置かれている状況と同じかもしれないが、地域の中で子どもを核にということではいろいろ青少年問題協議会もやってきているが、その青少年問題協議会でさえも存続や継続することが難しい状況に陥っている地域があることをどう解決していくのかという問題意識が多分皆さんもあるのだと思う。

例えばもうなくなってしまった青少年問題協議会は次に人がいないとなかなか復活するのが難しいような感じで、学校も地域とのつながりがなく

て困っているような状況であるし、青少年問題協議会にもともと所属して
いて別に保護者とは全然関係なくずっと地域のためにいろいろなことをや
ってくださった方々も、全然学校からの情報が入らなくて困るという状況
になっているものをどうしようかというようなところに、例えばそこに協
創職員が入れられたら本当にその状況は解決できるかをきちんとモデルケ
ースとして考えていくことで事例を積み上げていかないと、声をかけて人
が集まって何かイベントやってみて楽しかった、もちろんそういう人もい
るかもしれないが、そこが本当に仕組みとしてずっと続いていかなければ
いけないということになっていくので、それは非常に重たいことだと思う。

だから、そこをもう少しきちんと考えていかないと、今まで本当に遅々
として進まないながらも一生懸命その議論をされてきたし、資料などをわ
かりやすくつくる努力もされてきていることは私も重々承知であるが、だ
からといってこれをまだ今の段階でえいやと進めてしまうことが私たち
にとって職員の人たちの働き方改革等いろいろなことが言われている中で
本当にハッピーなのかについては、もう少しその事例についてこうだった
というような検証をしっかり出していかないと、若干難しいのではないかと
いうのが私の今の段階での感想である。それだけは伝えておく。

遠藤委員

私は、いろいろな住民を招いたワークショップなども含めて、市民の皆
さんに市のありのままというか内部の資料も含めて見てもらってジョイン
トしてもらおうというやり方は応援していきたいと思っているので、そうい
う意味では面白いと思っているが、今この常任委員会の議論でも出てきた
な中で、地域学校協働本部があり、コミュニティセンターの運営協議会が
あり、青少年問題協議会があり、地域の人材は有限だと思う。その皆さ
んが今度はM i c h i C a f eがまた新しく新設され、コミュニティプレ
イスあたごができ、いろいろな複数のアクターが入り、確かに今どこがメ
インになって進めていくのか今後整理が必要かと思っているのが一つと、
もう一個は、参加職員の声にしみじくもあつたが、面白くて関わりたいが
業務と家庭とのバランスが不安である、確かに大変なところがあると思う。
ここは人事課マターかもしれないが、この参加職員へのインセンティブを
少しつくってあげないと摩耗してしまう。手を挙げるのは多分意識が高く

て頑張ってくれる職員だと思うが、大体えてしてそういう方に仕事が集中する傾向があり、そうではない皆さんと言うと失礼であるが、これから火をつけていくべき職員たちをどうやって協創サポーターまで押し上げていくのか、その辺の見解を伺いたいと思う。

田島市民自治推進担当課長 今2点いただいたと思う。まず1点目、言われるように私もこういったモデルエリアに入ってみて、いわゆる既存組織、既に活動いただいている団体や組織の存亡、先ほど岩永委員からもあった青少年問題協議会の地区委員会ですら今活動停止になっているところもあるので、なかなか既存のやり方を変えずに、今これからできれば発掘していきたい、新たにやってみたいと思っている人たちを既存の枠の中に入れていくのはかなり難しいのではないかと考えている。

だから、青少年問題協議会なり、地域学校協働本部なり、コミュニティセンターの運営協議会もかなり高齢化しているし、そういった組織や団体のあり方自体も、これ簡単にはできないし、私の所管しているところではないところもたくさんあるので言いづらいが、そういうところも見直しをしていかなければいけないかと思っている。

10ページ目のスライドにも入れたが、多活動マッチング型の地域プラットフォームをつくっていく上で必要なことは、「地域で活動する組織・団体の再編成」と書いてしまっているが、これ書くのは簡単だがすごく難しいと思っているので、こういったことも行く行くはやっていかないと、今のやり方がいつまでできるのかはかなり不安なところがあると思っている。

あともう1点目の、そういった特に今専任職員とサポーター制度という2層で協創職員制度を考えていきたいと思っているが、特に若手職員になるべくこういった地域に出ていくような機会をつくって地域の応援団になっていく、それ自体がコミュニケーション能力やファシリテーション能力の育成に、行政職員として必要な能力向上につながっていくと私も思っている。そういった機会については捉えていきたいと思っている。3ページ目のスライドに全然中身を書かずに入れたが、職員向けの講座・研修については年間1回やっている。特に8月の初旬にやったが、令和5年8月職員向け研修と入れているが、いわゆるグラフィックレコーディングとい

ったスキル、こういった会議の場で発言したことやされたことを可視化できる、グラフィックにしてどういった発言があったのかを最終的にはグラフィックレコーディングというところで残していく、そういった技術の習得に向けた研修、これは今までやったことがない研修を初めてやらせていただいたが、若手職員からはかなり好評をいただいているところであるので、第2回、第3回をやっていきたいと思っている。

実際に7割ぐらいが市外在住者という今の市の職員の現状もある中で、職務上地域に入ることがなかなかない。そういった中で、最初の10年3か所の中で地域に入るという部署に入らないと、10年間は地域の実情や内情を具体的に現場として見ずに年を重ねていく職員が少なからずいると思っているので、そういった職員に対しては、こういったサポーター制度のようなものをやることで地域に入る機会を提供するという事は、人事課とも調整しているがかなり有意義で必要なものかと思っているので、引き続き取り組んでいきたいと思っている。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終了する。

この際協議会を暫時休憩する。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

小林委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

次の協議会事項4、第9次行革計画「多摩市持続可能な市政運営のための取組み（令和2～5年度）」 令和4年度の達成状況と取組み項目の一部修正について、市側の説明を求める。

榎本行政サービス・アセット担当部長 この案件については、行政管理課長の島から説明させていただくのでよろしく願います。

島行政管理課長 案件の4番目である第9次行革計画についてである。資料がサイドブックに2つあるが、先のカラーの資料を使ってご説明させていただく。

多摩市持続可能な市政運営のための取組みは、令和2年度から4年間

を計画期間とする本市の第9次の行革計画となる。本計画は、第五次多摩市総合計画を下支えするために行財政改革の具体的取り組み事項を定めたもので、毎年度の取り組み結果を市議会の皆さん、市民の皆さんに公表を行うこととしている。このたび令和4年度の結果を取りまとめたので報告を行うものである。

本計画については、毎年度取り組み項目の見直しを行うものとして、項目の追加・修正・削除を行っており、令和7年度末時点では74項目の取り組みを行っているところである。

1 ページ目の下に行って、目標というところである。毎年度決算時での達成率等財政指標の確認を行っているところで、まず達成率についてである。

2 ページ目をご覧ください。令和4年度については、ただいま申し上げたとおり74項目の取り組みがあるところであるが、そのうち、令和4年度中に具体的な取り組みの予定がなかった4項目を除いた70項目について達成状況を確認したところである。そのうち59項目については当初の予定を達成できた、11項目については着手はしたものの達成には至らなかったという状況である。個別の項目の達成状況についてはもう一つの資料に書いているが、本日は時間の都合上詳細な説明はできないので、後ほどご確認をいただければと思う。令和4年度の達成率についてであるが、70項目中59項目で84.3%となっている。計画の目標としては80%という目標値を設定しているの、目標値は超えているという状況である。続いて、下の表の取り組み項目の追加等についてである。毎年度この取り組みの追加・修正等を行うと冒頭申し上げたが、令和4年度については3項目の追加を行っている。こちらオンライン手続の拡充、基幹系システムの標準化・共通化、DX推進体制の整備という3項目を追加したところである。

また、修正項目7項目となっているが、今年度に入ってさらに2項目、4分の4ページのところで追加を行っているの、正確には9項目修正を行っているところである。主な修正内容としては、所管課の追加や所管課の変更、また取り組みスケジュールの見直しといったところで修正を加えているという内容である。

続いて3ページをお開きいただければと思う。3ページ、財政指標の状況であるが、下の表の中で3項目毎年度確認をするというところで、財政調整基金残高についてである。目標値は各年度決算時点で30億円以上としているが、令和4年度末は39.7億円。(2)起債額については、4年間の計画期間内で140億円以内としているところ、令和4年度は28.8億円の起債を行い、累計額としては81.4億円となっている。経常収支比率については、予算時95%以下、決算時91%以下の目標に対し、予算時は97.9%、決算時は87.2%となっている。経常収支比率については、予算時には目標を上回っているというか達成してないところであるが、決算時には当初の91%以下で目標は達成している状況である。達成率、財政指標共に数値的には良好な状況を維持しているところであるが、引き続き安定的な行財政運営を推進していく必要があるので、行財政改革の取り組みを推進していかねばならないところである。

また、第9次行革計画については今年度で終了となるところから、今年度中に新たな行革計画の策定を目指し、今検討を進めているところである。今後本常任委員会等で改めてご説明をさせていただければと思う。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項5、フードトラックトライアルサウンディングの結果報告について、市側の説明を求める。

大島行政管理課長 案件の5番目、フードトラックトライアルサウンディングについてである。資料は、協議会の5番目の資料をお開きいただければと思う。

本件は、昨年6月に実施を報告したが、フードトラック事業の試行結果について今回報告を行うものである。

資料2ページ目、3ページ目が事業の概要となる。こちらは昨年度の常任委員会でご説明した内容であるが、おさらいとしてもう一度説明すると、本事業については、令和3年度に本市が実施した民間提案制度で事業者から応募があったものである。この事業は、敷地を持っている方と移動販売事業者、キッチンカー事業者のマッチングを行うプラットフォームの事業

者である株式会社Me 1 1 o wの提案事業である。今回は市が持っている公有地を活用したフードトラック事業、フードトラックというのはわかりやすくいうとキッチンカーであるが、その場で調理をするものはキッチンカーで、フードトラックはそれ以外の調理済みのものを販売するところで、ここではフードトラックとしているが、その公有地を活用したフードトラック事業の可能性について試行を行ってきた。期間としては、令和4年7月から令和5年3月を予定していたが、その期間中に試行内容の確認が一部取れない部分もあったので期間の延長を行い、本年10月末までと期間を変更している。本取り組みの狙いとしては、2ページの一番下に係る6項目である。後ほどご説明をさせていただく。

3ページ目については、会場である。本庁舎の東側の広場、公園というところでは永山南公園と鶴牧西公園、事業者と調整してこの2カ所で実施をしてきたところである。

4ページ目から7ページ目については、それぞれの売上げの状況で、4ページ目、5ページ目が本庁舎である。4ページ目をご覧くださいと、平均すると1日当たり2万円弱の売上げとなる。5ページ目は本庁舎の今年度に入ってから売上げで、1日当たりだとおおむね1万円程度の売上げとなっているところである。

続いて6ページ目は鶴牧西公園の状況で、昨年10月までは1日当たり2万円程度で推移していたところであるが、今年度に入って減ってきている状況である。6ページ目の下は今年度ではなく昨年度の12月以降で、少し減っている状況である。7ページ目の上段が鶴牧西公園の今年度の状況で、出店がかなり少なくなってしまった。また、下の表、永山南公園についても、昨年10月以降はほとんど出店がない状況であった。

8ページ目は取り組みの結果をまとめさせていただいているところである。概要のところ6項目の狙いがあると申し上げたが、それぞれについて結果を簡単にまとめさせていただいているところである。1項目め、公園等の積極活用の可能性調査では、公園等の積極活用の可能性については、出店状況は徐々に減ってきており、芳しくない状況だった。また、今回は協定の締結者株式会社Me 1 1 o wだったのでそれ以外の事業者は入れな

いというところで、出店希望の声が公園緑地課に複数寄せられている状況であった。2項目めとして、行政財産使用許可の使用料の検討で、これを本格的に導入していくに当たって使用料を設定するかどうかであるが、今回行政財産使用許可の検討については、得られる使用料収入に対して管理・場所の調整等の手間もかかることなどから、現時点では使用料の設定を行わない方向である。これは庁舎についてである。

一方で、公園については先ほど申し上げたとおりフードトラック事業者からの出店希望とが今寄せられている状況もあり、また出店の売上げが少ないところであるが、今後活用の見込みがある中で、使用料の設定を検討していきたいという方向で整理している。3項目め、周辺への波及効果であるが、今回はフードトラックのプラットフォーム事業者株式会社Me 1 1 o wの登録事業者のみが利用したので、それが周辺に広がっていったのは確認ができなかったところである。4項目め、温かいご飯の提供というところでは、調理したての温かいご飯を提供することができたところである。

また、5項目め、市内事業者の育成では、今回のトライアル中は実施していないが、今回の事業者である株式会社Me 1 1 o wでは出展支援なども行っており、協定を締結することでそういった事業者の育成をしていただくことは可能となっている。

6項目め、災害時の食事提供では、株式会社Me 1 1 o wと連携協定を締結すると、そういったことも可能になると聞いている。災害発生直後は各フードトラック事業者が被災している可能性もあり難しいところであるが、避難生活が長引いて少し落ち着いてきたら避難所等へのフードトラックの派遣は可能であると聞いている。

9ページ目、10ページ目は、今回のトライアルサウンディングのまとめである。9ページ目、今回本庁舎と公園で試したうち、本庁舎については職員の利用がほとんどで、職員は休憩時間1時間の中での利用となり、提供時間が大きな課題となる。調理をその場でするので提供までに少し時間を要し、なかなか利用が広がらなかったところがある。現時点で使用料等を設定して本格導入する積極的な理由がないので、トライアルサウンデ

ィングの終了とともに一旦は出店を終了していきたいと考えている。

今後、庁舎の建て替え等も控えており、そういった中でまたもう一度こういうことを考えてみることもあろうかというところで、隣の町田市などはレストラン事業者が撤退してキッチンカー等を試しているような状況もあるので、そういったところも確認しながら今後考えていく必要があるかと思っている。

10ページ目のところでは、公園の取り組みというところで、先ほど申し上げたとおり売り上げ、出店は芳しくないが、キッチンカー事業者からは出店の希望もあるという状況がある。今後公園のにぎわいづくりなど効果的な活用を検討していきたいので、必要であれば使用料の設定、また公園内での出店を可能とするような条例改正等を行っていきたいと考えている。

公園での活用というところでは来年度に向けてさらに検討を進めていこうと思っているので、条例改正等必要であればまたご報告をさせていただく。以上、フードトラックトライアルサウンディングの結果についてのご報告である。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

いいじま委員 今回のトライアルを見ていて、例えば市庁舎にキッチンカーの方が売りに来られていたが、それに対して庁舎の中で職員あるいは議員へのアピールがあまりなかったと思う。これは株式会社Me11owの提案事業だということで基本的には株式会社Me11owがやることなのかもしれないが、市で何も手助けしてあげていなかったように思うが、その辺はいかがか。

大島行政管理課長 当初民間のキッチンカー事業者への応援事業であるのでそれはしないほうがよいというところもあったが、そういうお声もいただき、庁内の職員には職員ポータルでグループウェアシステムがあり、その中では掲示板機能があり、その掲示板ではキッチンカー出店の前日にあした来ることを毎掲載せるようにはしていたところである。ただ、それが利用には結びつかなかったところである。

いいじま委員 市内事業者の育成は連携協定を締結することで可能ということであるが、

こういったことは市内の事業者にしっかり伝えたのか。

大島行政管理課長 今後本格導入等をするときに育成事業なども一緒にやってほしいというような協定を締結することでそういうことが提供できるというお話をいただいているが、まだ協定も締結していない段階であるので、市内の事業者にはお伝えしていないところである。

いいじま委員 トライアルの結果で出店終了するが、今後幅広い事業者の方が出店可能となるように制度を整えていくとある。ぜひ幅広い事業者、できれば市内の事業者の方、これを専門にやっている事業者の方はほかにいないかもしれないが、市内で各種のお店をやっていて週に1回あるいは月に1回あるいはイベントのときにキッチンカーを出したい方も大勢おられるかと思うが、そういう方に対して応えられるような制度をぜひ整えていただきたいと思う。その辺は経済観光課などとも一緒にこの結果を共有して考えておられるのかをお聞きしたいと思う。

大島行政管理課長 こちらの結果については、市の行財政改革推進本部の中で報告して庁内の共有もしているところである。今後導入に向けては、言われたように市内の事業者を中心に働きかけをしていきたいと考えている。

いぢち委員 少しかぶるかもしれないが、まず場所の設定である。庁舎はともかくとして鶴牧西公園と永山南公園、これは完全に業者にお任せした結果この2公園になったのか。

大島行政管理課長 園路等により公園内に入りやすい公園があるのかということで事業者からのご希望と市が提供できる場所とをマッチングした結果、この2カ所で今回試したところである。

いぢち委員 車ということだと今言われたとおり入りやすさ等があるとは思いますが、何でこの2公園だったのかというのは地域住民としてある。特に永山南公園は惨たんたる結果であるが、あそこでパスタを提供すること自体どうなのかと思う。それが業者の発案だとすると何とも言えないが、もう少し市側でもアドバイス等できたらよかったのではないかという気がする。結果、出店状況は芳しくなかったが事業者の希望の声はあるとのことであるが、それは出店状況が芳しくなかったのを承知の上で事業者も言っておられるのか、そこはどのようなだろうか。

大島行政管理課長 事業者には特にこういう状況をまだ公開していないので、それは承知していないと思う。あと出展希望のある事業者も、この場所であるということではなく自分が出したい場所があると思う。お店の近く、あるいは少しお店から離れた人に提供してお店に連れてくるというのもあるかもしれないし、いろいろな状況があると思うが、こういった情報は提供している。実際やってみなければわからないところがあると思う。

今言われたように永山南公園でパスタなどはいうところもあるかと思う。地域選定もあるかと思う。その辺も含めて事業者も一回やってみようというのがあるかと思うので、お試しでやっていただいて、これが定着すれば、あそこに行けば何か出ているというのが定着すれば利用者もふえていくかと思う。今回最初のところをつまづいて、それがずっと続き、あまり売り上げが芳しくないということでキッチンカーの事業者も店を出すのをやめてしまったようなところがあるかと思う。そういったところを考えながら今後この取り組みを継続的にできるように考えていきたいと思っている。

いぢち委員 トライアルであるからそこは試行錯誤で仕方なかったと思うが、せっかくやるのであるから、ある程度は行政の側もアドバイスをさせていただいたほうがよいだろうということと、特に多摩市の多摩ニュータウンは相当地域事情があり、どこでやっても人が来るようなことは決してないので、そういった点からも、せっかくやるのだから良い結果に結びつけられるようにということでお伺いをしたところである。

三階委員 今後公園などでいろいろするのもありだと思っている。確認であるが、例えばアルコールの販売となると規制が実際あるのかどうか、そこら辺を教えていただきたいと思う。

大島行政管理課長 正しく確認はしていないが、公園での酒類の販売を禁止しているものは別になかったと思う。時期によって、時間によってはそういうことも考えられるかと思う。

三階委員 どちらかという私は推進派であるが、公園で昼間から始めたら市民の方から大きな反対の声があるかと思う。そこら辺で時間や場所等を考えながら、このような公園での取り組みをぜひとも推進していただければと思

う。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終了する。

次に、協議会事項6、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについて（状況報告6）
について市側の説明を求める。

大島行政管理課長 案件6番目、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについてということで、こちらについても資料が2つあるが、先に上がっている資料を使って説明させていただく。

聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについては、前回6月に報告した時点からの進捗等についてご報告を差し上げる。

2ページ目をご覧いただきたい。前回までにご説明済みの部分については網かけをしている。確認になるが、ハードの整備状況としては、国土交通省で河川敷に2カ所階段を整備していただいたところであるが、こちらの下流側の階段については、堤防の上から下にかけて未広がり階段にしていくというところで、その追加工事が今週中ぐらいまでかけて行われると聞いている。そちらが間もなく完了予定である。また、堤防から河川敷にサイクリングロードをおろす予定で調整を進めているところである。こちらについては、年度内工事可能かどうか、引き続き調整をしているところである。

それから、市で昨年度整備した芝生の広場については、養生がここで終了し、先週末から養生を外したところである。今月中に利用ルールを整備して10月から本格的な活用を予定しているところである。それから、青い網かけの外れたところから9月中旬頃となっているが、エリアマネジメント法人の設立がある。後ほどご説明をさせていただく。それから、10月以降のところではサクテラスモールの開業、10月14・15日にかわまちびらきとしてイベントを実施したいと考えている。

また、12月にはサクテラスモールへ向かう立体横断施設の整備、3月頃には京王ショッピングセンターの駐車場からその立体横断施設への接続動線が整備される予定となっている。こちらがハードの整備状況となる。

続いて、3ページ目である。社会実験第2弾の説明というところであるが、本年5月、6月に実施したものになる。5月13日から6月11日ということで大体1か月間に平日と土日で13日間実施したところ、うち3日間は悪天候により中止になったということで7月29日・30日に追加で実施したところである。この追加で実施したのはバーベキューであるが、5月から6月のところでちょうど雨で予定した2日が中止になったということで改めて7月に試してみたということになる。

3ページ目中段の検証事項というところである。今回の社会実験の目的であるが、コンテンツの企画運営をする仲間づくり、持続可能な取り組みにしていくためのコンテンツの検証、過ごしやすい空間づくりに向けた日陰づくりや備品貸し出し方法の検証、こういったところが第1弾との相違点となってくる。仲間づくりというところではプログラムの企画からの公募を行った。持続可能な取り組みとするためにということでは、一部参加費などをいただきながら、また出店者からの区画使用料などをいただきながら、今回の社会実験を試してみたところである。

4ページ目、5ページ目については今回の企画の内容で、4ページ目については、今回公募で実施した企画で、いろいろな団体、事業者からの応募があった企画である。基本的には全ての企画を実施したところであるが、一部雨で中止になってしまったものもある。5ページ目は、主催者側は多摩市とかわまちづくり協議会、それから事務局である多摩市と京王電鉄で用意した企画で、大型遊具の設置、ドッグラン、またテント張り体験などを実施してきたところである。

先ほど申し上げたバーベキューについては、再設定した日程が2日間とも猛暑日で、問い合わせが複数あったが、夕方に実施した29日は16時から実施したが、こちらは4組利用があったものの、日中の実施予定だった30日については利用予約が入らず、夏場にはあまり向かない取り組みということになる。また、中止した5月の日程では予約枠が10枠あったが8割埋まっていたので、やはり気候や時間帯によって利用が見込める時間帯、日程があるということで、その辺工夫が必要だということである。

また、今回先ほど申し上げたとおりドッグランを実施したところである。

昨年度もドッグランを実施したが、昨年度は無料でやったのに対して今年度は1頭500円という料金設定で実施した。多くの方からアンケートにお答えいただいているが、「有料でもよいから続けてほしい」という声をいただいているところである。「料金設定が500円はやや高い」という方もおられるが、7割近くの方から「500円は妥当」という回答をいただいているところである。今後本格的にこれをしていくかどうか判断する際は、500円が一つの目安になろうかと思っている。

また、備品としてバーベキューセット、ターフ、机、椅子などの貸し出しを今回は無料で行っていたが、アンケートでこれが有料でも借りる方がいるかというようなどころも確認させていただいたところである。一定の方から「有料でもいいから貸してほしい」というお声をいただいたので、今後そういったことも考えていく必要があるところである。

続いて、6ページ目、エリア愛称・ロゴ制作についてである。現在河川敷に呼び名がないため愛称をつけていこうということで多摩市が発案して、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり協議会にもお諮りし、愛称とロゴマークの人気投票を実施したところである。その結果、愛称については「せいせきカワマチ」、「せいせき」が平仮名で「カワマチ」が片仮名の愛称をつけていこう、周辺一帯はそういう呼び方をしていこうということが決定した。この決まった愛称に対してロゴマークの制作を行い、6ページ下の3案で、昨日までウェブ投票とパネルでのシールド投票、パネルは京王SCの7階連絡通路に掲示して投票を実施したところである。結果は現在集計中であるが、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり協議会に報告をした後、正式に決定をするところである。今月29日の市長定例記者会見にて発表を行う予定である。

続いて7ページ目である。エリアマネジメント法人についてであるが、前回こちらのスライドを使ってかわまちづくりの方向性や河川敷の利用ルールについて話し合う場としての協議会と、その河川敷を具体的に活用していく、まちづくりを進めていくというところでのエリアマネジメント法人という体制でこのかわまちづくりを進めていきたいということをお話した。このたびそのエリアマネジメント法人が設立される運びとなったのでご報告をするものである。

8 ページ目をご覧願う。こちら法人名称が一般社団法人聖蹟桜ヶ丘エリアマネジメントで、9月8日、先週末に設立総会が開催され、昨日登記の申請を行ったと聞いている。社員については3社、桜ヶ丘商店会連合会、京王電鉄株式会社、東京建物株式会社となっている。役員には同じく桜ヶ丘商店会連合会から会長を代表理事として、京王電鉄株式会社から聖蹟桜ヶ丘プロジェクトチームの担当部長、東京建物はグループリーダーの方が、理事となるというところである。また、監事としては、多摩信用金庫桜ヶ丘支店長がされるということで、こちらは商工会議所からご推薦をいただいたところである。このページの下に団体の設置目的というのがあるが、特に赤字の部分、川のにぎわいからまちのにぎわいへというところ、町全体に広げていくというところ、また地域が主体でまちづくりを進めていくのだというところが、この法人の目的である。

9 ページ目は法人の体制図となる。左上、ピンク色のところ、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり協議会の合意を得ながら、エリアマネジメント法人が活動を行っていくところである。地域の確認を得ながらこういった活動を進めていくことになる。

10 ページ目は、新設の芝生広場についての説明である。芝生広場については、10月以降本格的な活用を図っていく。これまで一ノ宮公園を拡張する予定としてお話をしてきたが、社会実験を繰り返す中で、また今後の活用を考えたときに、利用に一定の制限がある公園とするよりも営業行為も含めて民間による様々な活用が図りやすい形態にしたいということで、今回公園ではなく広場という位置づけに変更している。併せて、堤防上に整備したキッチンカー置場についても、同じく広場の位置づけで活用を図っていきたいところである。

また、こちらの新たに芝生を整備した部分については、きれいな状態を維持していきたいと考えており、芝生を傷めるような活用についてはご遠慮いただこうと考えている。代わりに少し芝生を傷めてしまうかもしれない例えばドッグランのようなものについては、一ノ宮公園のゲートボール場より東側の部分、今回社会実験を行った部分になるが、そちらを一部広場と一体的に活用できる場にしていきたいと考えている。この一ノ宮公園

の範囲の変更も検討をしている。10月以降この広場の活用については、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり協議会にご承認をいただき、先ほどご説明したエリアマネジメント法人により、この広場の活用、また収益事業を行いながらその収益をまちづくりに還元してもらうために広場の管理、貸し出し事業等も認めていくところである。将来的には、エリアマネジメント法人による直接占用も視野に入れた検討を進めていこうと考えている。

11ページ目、参考資料である。これは国土交通省の資料から抜粋しているが、国では河川空間のまちづくりへの活用を進めてきているところである。平成23年度以降そういった規則の改正等も進められている中で、従来は河川空間で収益事業は原則できなかったところであるが、営業活動を可能とする手続、オープン化と言うが、こういったことも可能となっており、河川空間での収益事業の活用が全国的に広がっているという状況がある。このオープン化が認められる要件としては、地域の合意、地域の方が認めていただいた活動であるというところ、また「適正な利用に資すること」とここに書いているが、そこで上げた収益は川づくりまちづくりに使ってほしいというところになる。そういった活動であれば、このオープン化が認められるところである。聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりにおいても、オープン化や先ほど申し上げたエリアマネジメント法人による直接占用といったことを検討しているところである。オープン化については今年度内に手続を進めていくところである。

12ページ目については、そのオープン化の手続の流れである。後ほどご確認願う。

続いて13ページ目、かわまちづくりの推進体制ということで、こちらでも6月の常任委員会で簡単にご説明させていただいた。少し修正を加えているが、これまではステップ1ということで、ハード整備や社会実験、体制の整備を進めてきたところである。ここで芝生の広場のオープン・活用をはじめ、ステップ2に移行するところである。芝生広場の活用として堤防上に整備したキッチンカー置場などの活用を図り、そこで収益事業を上げながらそれをまちづくりに生かすという取り組みをさらに進めていきたいと考えている。

最後のスライド、当面のスケジュールである。芝生広場を10月から活用するに当たり、地域の皆さんへのお披露目、また体験をしていただく機会として10月14・15日にかわまちびらきイベントを開催する予定としている。本日はチラシが間に合わず口頭でのご説明となるが、14日には地元産の蜂蜜、中学校でつくっているものになるが、こういった蜂蜜を使用した製品の販売を行う地元の事業者によるマルシェ、ボーイスカウトによるバウムクーヘンづくり、また中学生による演奏などを行う予定となっている。14日には、この後市民経済部からの報告もあるが、まち歩きイベントとのコラボなども予定しているところで、ラスカルのグリーティングなども14日に行う予定である。15日については、ボーイスカウトによる大型遊具の設置、子ども向け遊具の広場の設置、またデイキャンプ体験などを予定している。チラシができたならまたサイドボックスにアップしていく。

大変長くなったが、資料の説明は以上となる。今後は、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり協議会と河川敷の利用ルールの設定や新しい愛称ロゴを活用した市内外へのPR、新たに設立されたエリアマネジメント法人とも協調しながら聖蹟桜ヶ丘エリア全体の活性化に向けた取り組みをさらに進めていく。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項7、学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて、市側の説明を求める。

本多保健医療政策担当部長 協議会案件の7番である。学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて報告する。資料は、当日配付になっている協議会資料の7番になる。こちらは35ページに及ぶ資料になっており、35分の1ページと2ページの2つのページについては、これまでの経過をまとめた資料となっている。

まずは1番のこれまでの経緯をご覧願う。こちらは、次のページにまたがって、これまでの状況を時系列で表記している。2ページの上から3つ

目の白丸が、前回6月議会で報告した、令和5年3月に多摩市から日本医科大学に文書を提出したが、そのことが記載されている。次、2ページ目の大きな2番、現在の状況等についてが本日報告する内容になる。2番に白丸が5つあるが、今年度4月から8月までの間で5回の文書のやり取りを行っている。文書の内容については後ほど説明をする。また、3、添付資料については、本日の報告資料一式を表記している項目となる。

それでは、文書の具体的な内容を説明させていただく。ページ数は35分の3ページから6ページまでが説明資料になる。この資料は各文書のポイントとなる箇所を抜粋してまとめた資料となる。

まず35分の3ページである。案件の下の文章になるが、読み上げさせていただく。

令和5年第二回定例会（6月議会）総務常任委員会及び健康福祉常任委員会において、令和5年3月30日付で、多摩市から日医大へ提出した文書（7つの要望に対する検討状況及び本市の基本的な考え方、病院の移転・建替え事業に関する今後の進め方について、整理した文書）について、報告を行った。その後、多摩市と日医大では、以下の文書により、移転・建替えに向けた協議を継続して行っていることを記載している。

次に、1番の提出文書一覧をご覧願う。先ほどの説明で5回の文書と説明したが、こちらに表記している6番目の文書については、多摩市から東京都に対して提出した要望書になるので、この資料については6つの文書についてポイントをまとめた資料となる。

では、各文書の内容説明をする。まず大きな2番の（1）令和5年4月28日付文書である。この文書は日医大から多摩市へ提出された文書となる。黒丸が4つある。この文書のポイントを4つ抜粋している。まず1つ目は、建設資材価格の急激な高騰により、旧多摩ニュータウン事業本部跡地での新病院の建設は、令和2年12月当時と比較すると令和5年2月時点で約70億円上昇しており、市が要望事項を受け入れることが市民病院建設の要となるほかはない状況であることや、要望事項の受け入れが難しい場合、既存計画の継続はこれ以上困難であるため、旧多摩ニュータウン事業本部跡地での新病院移転・建て替え計画を一旦保留し、国や東京都な

どに対し、建設費や運営資金などの支援の相談や、ディベロッパーによる現多摩永山病院敷地の活用、さらには多摩市以外の市区町村への病院移転の検討も含めて、早急に別途の方策を探らざるを得ないと考えているというようなこと。

また2点目では、要望事項を受け入れていただかず、またほかのどこからの支援を得られない場合は、多摩永山病院は社会的役割を終えたものとしていずれ廃院とし、多摩市から撤退するほかはないものとする。ただ、大学病院の使命として、万策尽きるまで多摩市や周辺地域の住民のため南多摩医療圏の地域医療の継続に最大限努力を尽くし、多摩永山病院建て替えの方策を可能な限り模索していくということ。

3点目は、建設費の調達及びその元利金返済を含めて新病院の採算の見通しが立たない限り、移転・建て替え事業の開始を決定することはできないため、市の基本的な考え方について早急に再考をお願いしたいということが書かれている。

最後の4点目は、再考によっても市による要望事項の受け入れが難しいという場合には、国や東京都などを含む各種機関に対する支援の相談や、多摩市以外の病院移転も含めて、別途の方策を探らざるを得ないということが記載されている。

次に、35分の4ページ、(2)5月31日付多摩市から日医大への提出文書である。黒丸が3つあるが、まず、1点目は、4月28日に日本医科大学からいただいた文書に対して、2点の求めがあったことを記述している。まず①要望事項全体の本市での包括的受け入れ、特に要望事項の4から6までに対する再考、②として、再興によっても要望事項の受け入れが難しい場合、国や東京都など各機関に対する支援の相談や、本市以外への市区町村への病院移転も含めて、別途の方策を検討することについての本市の了承について記述し、次の項目で①については本市の考えを再考するためにも、令和8年度の病院工事着手に向けた最新の建設計画、開発スケジュール、それと最新の状況に基づく新病院の基本構想、予定される医療機能、病院規模、また貴法人の経営状況ということで資料の提示をお願いしている。そういうことを記載している。

また、次の項目では、②については国や東京都などを含む各種機関に資金調達などを相談いただくことは差し支えないということと、各種機関に対する相談や他の市区町村への病院移転を含めて検討されることについては、市議会を通じて民意のもと実施した土地交換及び各種工事の趣旨、また当地での貴法人による新病院建設に向け双方努力すると定めた確認書にも抵触するものとする。そのため、本市が依頼している資料が提出されない中で他の市区町村への病院移転等を含む検討について本市は了承することができないということを言っている。

次は（3）の6月19日付の文書である。これは日本医科大学から多摩市に提出された文書になる。この文書には、まず最初の黒丸で5月31日の市文書において7つの要望事項の包括的な受け入れが困難という市の考え方に変更がなかったため、今後も旧多摩ニュータウン事業本部跡地の活用を最優先として検討していくが、同跡地を最終的には使用しないという選択や、多摩市以外の移転・建て替えの選択も含めた別途の方策の検討も同時並行にて進めていくことや、次に、多摩永山病院の財務上健全な存続を優先した場合、旧多摩ニュータウン事業本部跡地を使用しない可能性や、多摩市以外への移転・建て替えの可能性もあり得るということをご理解いただきたいということ。次は、それでも多摩市以外への移転・建て替えは最後の手段であり、また、廃院は万策尽きて何の手段もない状況に陥った後の最終選択肢であり、そのような事態にならないよう最大限の努力を今後も惜しまないということが記載されている。

最後の4つ目の黒丸であるが、令和元年7月31日付確認書を尊重し、旧多摩ニュータウン事業本部跡地での新病院建設計画の実現に向け、最大限の力を尽くして鋭意検討を重ねるとともに、貴市に対しても適時の連絡、説明、状況報告など、常に誠実な対応してきたと自負しており、確認書第1条に基づく本法人の努力義務は既に十分果たしたものと考えている。

したがって、従前の本法人の姿勢、行動及び貴市に対する対応において、そしてこれまで説明してきた本法人の今後の別途の方策の検討について、同確認書第1条の努力義務の違反とされるべきところは全くないことをご理解願うという記載がある。

次に、(4)であるが、そうした文書をいただいたことから、8月2日に日医大へ文書を提出した。その内容であるが、1点目は、多摩永山病院の移転・建て替えが実現するよう今後も最大限の努力をするので、貴法人との良好な関係のもと、未来志向で南多摩医療圏における地域医療を守るため鋭意検討を進めていく所存であるということ。次の項目では、現時点において旧多摩ニュータウン事業本部跡地を使用しないことや多摩市以外の移転建て替えを是認することはできないこと。次の黒丸では、旧多摩ニュータウン事業本部跡地は令和6年1月に解体工事が完了する予定で、完了後速やかに地質調査などに入らないと令和8年度中の病院建設工事着手が困難になること。

これまで多摩市議会へは、令和8年度中に病院建設工事が着手される予定であると説明しているため、令和5年9月に行われる多摩市議会定例会において、解体工事完了後、旧多摩ニュータウン事業本部跡地の利用開始時期に関することや、多摩永山病院の建て替えに関する検討状況を報告することが必要ということを行っている。さらに次では、検討状況について、市議会定例会などの場において直接貴法人から市議会へ検討状況等の説明の場を設けることも検討しているので協力をお願いしたいということ伝えていく。

(5) 8月22日には、さらに日医大から文書の提出があった。内容は、まず1点目は、新型コロナウイルスをはじめとした社会環境と経済情勢の変化及びそれによる建設費の高騰、また7つの要望事項の包括的な受け入れは困難という多摩市の見解を受け、残念ながら旧多摩ニュータウン事業本部跡地での建て替えを念頭に置いたこれまでの計画を一旦保留せざるを得なくなり、多摩永山病院の移転建て替えのために別途の方策を開始したこと。また、次であるが、法人としては、これまでの計画を前提とする説明文書の提出や市議会での口頭説明は出来かねるという内容。次の項目では、別途の方策方策の検討を開始した段階であり、基本計画案や施設規模などの資料を現時点で提出することはできない。別途の方策による移転・建て替え計画にめどが立ちご報告できる状況になり次第、具体的な資料を作成し説明するということや、最後に他の自治体では開院後に想定される

赤字額の補助を行った事例があると聞いている。7つの要望事項について昨今の物価高騰などを鑑み、その包括的な受け入れを市議会においていま一度議論していただきたいということが記載されている。

最後に、(6)になる。こちらは5月17日に多摩市が東京都に対して要望書を提出しているのので、その内容について説明する。1つ目の黒丸は飛ばさせていただいて、次の黒丸にあるように、持続可能な法人経営及び昨今の建設資材価格の高騰から、多摩永山病院の建て替えについては、移転用地のみならず建設費や駐車場の確保、最寄り駅からのバリアフリー動線の整備などについても支援がなければ進めることができないとの要望を受けていること。次の項目では、多摩市は人口約14万人であり、公益に役割を果たす高度急性期病院の建設費をはじめとした法人が求める財政支援を行うことは困難な状況。次の項目で、東京都において果たす役割に鑑み、同病院の建て替えに特段の配慮をお願いし、次の黒丸では多摩永山病院の移転・建て替えの検討状況を都内の医療提供体制の確保及び病院指導監督権限を有する東京都におかれてもご確認いただきたい。

多摩市と連携して対応いただきたくお願いし、多摩永山病院の建て替えに関する考えを東京都からも聞き取りをお願いするというようなこと。最後の黒丸では、広域に役割を果たす多摩永山病院に対し、本市では十分な財政支援を行うことは困難であり、東京都において活用可能な補助金や資金調達に関する助言、同病院の東京都において果たす役割を鑑みた財政支援の可能性についてご検討をお願いするということを要望した。以上が、これまでの間文書で交わした交渉状況の報告となる。

また、35分の7ページ以降は、今ご説明した文書の現物一式になる。今ご説明した中では、移転・建て替えに向けなかなか先の見通しが立たない状況から、多摩市にとっても厳しい言葉が使われているが、現在も日本医科大学側とは交渉が続いており、建て替えに向けてお互い知恵を出し合い、可能性を探っていくことを確認しているので、そうしたことを付け加えさせていただく。

小林委員長
いぢち委員

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

まず資料を出す・出さないをめぐって結局断られている状態であるが、

多摩永山病院は、既存の計画での移転・建て替えの立場にのっとった形での資料は出せないということであるが、こちらとしては市が要求しているとおりに移転・建て替えして営業を再開したらどのぐらいかかるということが資料として出されない限り検討もできないと思う。ここは平行線というか全く交渉の余地はないのか。

本多保健医療政策担当部長 我々も採算資料の要求はしているが、今現在先ほど説明した別途の方策ということで、資金調達を含めてお考えをされているということで、病院の規模、あと各種仕様、規模的なものも含めて、ベッド数も含めてさらに検討しているという状況であるので、それが決まり次第また資料をご提出いただけるとこちらにも書いているので、我々としてはそういったことを今求めて、それを待っている状況である。

いぢち委員 本当に何も無いところでは議論もできないし、何らかの形でとにかく市議会に対してもきちんとご説明をいただきたいということは再三申し上げていただきたいと思う。それから、もし万が一この移転建て替えが不可能となり、「廃院」という言葉も出ているが、その場合は、確認書の解釈をめぐっても意見が対立しているようであるが、多摩市としてはもう既に東永山の学校跡地とURの土地交換というところでも具体的に金を使っているわけである。このことも含めて、もし廃院になった場合に何らかの措置というか、このことをどう捉えたらよいのか。それについて病院側とは何か話し合いしておられるのか。

本多保健医療政策担当部長 文書の中ではそういった「廃院」や「他の市町村へ移転」という言葉が使われているが、実際今話している中で具体的にそういう話が出てきていない状況であり、我々も最悪のそういう事態にならないように今もまだ交渉が続いているので、引き続きしっかり移転・建て替えがなされるように協議を進めていきたいと思っている。

遠藤委員 文書を拝見したが、最後の8月に出された先方の文書で少しトーンが変わってきているような気がする。ただ、交渉であるので、今この委員会は中継されているわけであるから、ここでいろいろ言って交渉に影響するのは悪手かと思うのでなかなか質疑しにくいというのが正直なところであるが、文書だと結構態度が硬化しているような感じであるが、現場の感覚と

してその辺はどうか。これも一種駆け引きなのか、その辺の感触を伺いたい。

本多保健医療政策担当部長 8月に入って日本医科大学と3回ほど顔を合わせて協議を引き続き行っている。そうした中では、8月22日にいただいた文書、これが最後になるが、将来を見据えて未来志向で検討を進めていこうということで引き続き協議継続になっている。我々もお互い知恵を出し合っていていかにニュータウン事業、旧UR局舎跡地に建て替えができるのかを一緒になって考えていくということで今継続して交渉している段階であるので、それに向けて鋭意努力していくような考えである。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会事項8、都市計画税の税率について、市側の説明を求めらる。

磯貝市民経済部長 本件は、都市計画税は条例上本則としては0.3%になっているが、こちらは目的税であるので、今後の需要等も見据えながら3年ごとに見直しをさせていただいている。附則で今年度いっぱい、ちょうど今年度で3年が切れるということで、来年度以降の都市計画税率について検討した結果をご報告させていただければと思う。詳細については課税課長よりご説明をさせていただく。

齋藤課税課長 私から都市計画税の税率についてご説明したいと思う。資料の協議会8をお開き願う。こちらに、今、磯貝市民経済部長が申し上げたが、都市計画税は都市計画区域の土地家屋の所有者に課される目的税だというところを記載させていただいている。

表の下をまずご覧いただきたいが、「参考」と書いてあるところ、昭和62年度まで0.3%。都市計画税の税率は制限税率ということで0.3%から始まって現在平成24年から令和5年度まで0.2%で課税をさせていただいているところである。この0.2%の税率については、目を上の表に移していただきたいが、多摩市が0.2%という形で太字で書かれている。このほかに0.2%と記載しているのは武蔵野市、府中市の2市がある。こ

の3市が一番低い0.2%という税率になってきている。

なお、今後の都市計画税の充当を考えている事業等を踏まえて、令和6年度～8年度の税率についても引き続いて0.2%で行いたいと考えている。この令和6年度～8年度までの税率0.2%という内容を今度の12月議会に都市計画税条例の一部改正として上程したいと考えている。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

遠藤委員 今、26市の都市計画税の税率をご紹介いただいたが、多摩市は最低の税率0.2%、これと同じなのは武蔵野市と府中市ということである。一方で、例えば3年前もしくは6年前にも私は同じような議論したと思うが、この0.2%というのは最低である。制限税率の一番上が0.3%であり、その下の0.2%は都内最低なわけだが、この税率に引き置いた理由はどういったところが挙げられるのか。

磯貝市民経済部長 こちらの都市計画税はご存じのとおり目的である。こちらの都市計画税が活用できるのは都市計画事業あるいは区画整理事業、そういったものにしか活用できないわけであるが、今回来年度以降の3年間の税率を決めるに当たって、今後の充当可能な事業、想定される事業、金額等を庁内ではじいた中で、ここでも十分足りるだろうという状況で、こちらの0.2%が妥当だろうという判断をさせていただいている。

遠藤委員 全国の都市計画税を課せる自治体の約半数が0.3%の税率である。そういう中で非常に低い税金を今多摩市は規定しているわけであるが、今、磯貝市民経済部長が言われた話だと、当面次の3年間はこの税率で十分に賄っていけるというお話であるが、そうすると中期財政見通し等ある程度大きな財源を必要とする場合に、この税率で不足が出る場合においてはまた平成24年度以前の例えば0.23%や0.25%に戻していくということもあり得るのか。

鈴木企画政策部長 当面この3年間については都市計画事業、特に大型の都市計画事業はない。そういう観点から据置きが妥当だろうという形で今回判断させていただいたところである。

ただ、今後の中で都市計画事業特にインフラ系、下水管渠や道路、公園の老朽化対策等、都市計画事業の認可を取って進めていかなければいけな

い事業もある。そういった部分を考えた中では、次の税率改定を考えなければいけないときに、その時点での中期財政見通し等々を踏まえた中で判断していきたいと思っているので、上がる可能性もあるところではある。

遠藤委員 例え都市計画事業で言うと、近年のパルテノン多摩、あとは聖蹟の面の開発、区画整理事業があった。あのときは決して財源は豊かだったとは思えないが、そういう際に都市計画税の税率のアップは議論されてきたのか、なぜ上がらなかったのか。

磯貝市民経済部長 これまでも充当できるもの、都市計画事業認可を取ったもの等に関しては全て充当してきている。その中でちょうどパルテノン多摩の大規模改修をやる段階ではもう50億円くらいまで基金が積み上がっていたかと思うが、それを今回パルテノン多摩の大規模改修あるいは図書館等で使わせていただいて、その際には基金だけではなく借入れをしたもので今後支払っていく起債、そこも都市計画税の今後の需要というもので見ている。

だから、使えるものはもう最大限活用させていただいているので、全体の財源、一般財源と都市計画税を使うものはあくまでも別物である。予算上は色がついていないが、実際に使えるものはあくまでも都市計画事業としてやったものか区画整理事業でやったものか、それに対して基金を使うかその年の税金を使うかあるいは借入れをして公債費に使っていくか、それ3つを全部今後の需要、今後3年間、少なくともこの3年間については需要を図らせていただいた中で、その上でも税収が上回るだろうと思っている。

パルテノン多摩の大規模改修があったここ数年間に関しては基金を取り崩しながらやったが、多分早ければ来年度予算では収入が上回って都市計画基金に逆に積み立てをせざるを得なくなるだろう。税収があっても使えないような状況があるので、目的税である以上、それを積むために税率を上げるのはなかなか難しいかと考えている。

鈴木企画政策部長 2点ご質問いただいたところであるが、パルテノン多摩については先ほど市民経済部長がお話しさせていただいたとおり、今まで積んできた都市計画基金を充当させていただいて進めてきた、特に平成26年度の都市計画の運用指針の改定に伴い、改修事業等々に活用できることになったの

で、私どもとしては今まで積んできた都市計画基金を充当させていただいて実施したところである。

もう1点、聖蹟北地区の土地区画整理事業は、個人施行で施行した事業である。だから、我々からの支出は、遠藤議員にもお渡しさせていただいた決算概要に都市計画事業の都市計画税の運用状況ということで充当の一覧表をつけさせていただきその中でもお示ししているが、聖蹟北地区は我々からの支出はないところである。

遠藤委員

聖蹟北地区については私の誤解であった。私が申し上げたかったのは、先ほど前段でご答弁いただいたが、例えば隣の町田市は今回都市計画税がこれまで0.24%だったものを0.27%に上げるということで、それによって新たに5億円近い増収。必要なことがあるから上げたのだろうが、税金は一回下げると上げにくのは当然で、それについては別に私も上げろと言っているわけではない。2012年からの11年間0.2%で固定しているが、税率の上げ下げは政治の根底だと思うので、これが金科玉条で絶対変わらないわけではないということだけ確認しておきたいという趣旨で質問した。

鈴木企画政策部長 特に平成24年の税率改定で0.2%に下げたときも、議会から大きくご意見を頂戴していた。特に都市計画基金がかなり積み増しされている状況の中で税率を下げないのかと、逆に議会から大変大きな声をいただいたところがある。その声も踏まえた中で私どもは0.2%に下げさせていただいたところである。

ただ、その後の平成24年の後の平成26年に先ほど申し上げたような都市計画の運用指針の改定で活用の用途が広がったというところがある。そういった状況変化もあるので、私どもとしては、今後も状況変化を踏まえながら、市民の方々にきちんとご説明しながら税率を考えていきたいと思っている。

小林委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項9、収納代理金融機関の指定の解除について、市側の

説明を求める。

高階会計管理者 資料は、協議会の9をお開きいただければと思う。資料名「収納代理金融機関の指定の解除について」ということで、スライドの2ページ目から説明をさせていただく。

項番の1、概要・経緯についてである。本件であるが、みずほ信託銀行様について、令和6年3月末日をもって収納代理金融機関の指定を解除し、店頭窓口収納・口座振替を終了することを報告させていただくものである。みずほ信託銀行様であるが、本市の公金収納にご理解・ご協力いただいて納税等の利便性の向上にご貢献いただいていたところではあるが、解除の理由については、黒いひし印で記載しているとおり、1つ目、取扱い件数が極めて少なく店頭窓口収納・口座振替いずれも総件数に対する割合が1%を大きく割っている状況であること、2つ目が、市内に本店、支店がないこと、3つ目が、口座振替に必要なデータ伝送を行うためのサービス利用をするに当たって毎月利用料が発生していること、以上のことから指定の解除による市民等への影響が極めて限定的であること、また収納にかかる費用対効果を踏まえて指定解除の判断を行ったものである。

本解除に当たり、みずほ信託銀行様へ本市の意向を説明させていただき、ご了解をいただいているところである。

参考に、本市の公金取り扱い金融機関の状況について、次のスライド、項番2、本市の公金取扱金融機関（9月1日現在）の状況である。説明文に記載しているとおり、地方公共団体は、公金の出納及び保管に係る事務について、効率的で安全な運営を確保するため、金融機関を指定して、収納と支払いの事務を取り扱わせることができるとされている。表の左側の列、種類であるが、記載しているとおり公金の取扱いの範囲によって①指定金融機関、②指定代理金融機関、③収納代理金融機関の3種類に区分されており、本市では表に記載の17の金融機関を指定しているところである。今回指定解除するのが③の収納代理金融機関、収納の一部を取り扱う金融機関の一つである。現時点では、その他の金融機関については引き続き多摩市の公金取扱いを継続していただける予定である。

指定の解除についての市民等への周知については、最後の4番目のスラ

イドになる。項番3、市民等への周知方法についてである。表に記載の3つの手法による周知を予定しているところである。1つ目が、多摩市公式ホームページへの掲載、このほかに2つ目、口座振替利用者への書面案内で、対象者は極めて限定的であるので、現在市税等の支払いに口座振替を利用されている方に対して、市から利用者個別に納付方法の変更依頼を書面で案内するものである。3つ目が、店頭案内、金融機関の店頭において多摩市税等の納付に金融機関に訪れた方に対して、金融機関から令和6年4月1日以降の多摩市の公金の取扱いについてご説明、ご案内をしていただくものである。いずれのご案内周知も10月以降の実施を予定しているところである。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 先ほど口座振替利用者が限定的であるというお話があったが、何人ぐらいなのかだけ伺っておきたいと思う。

高階会計管理者 年度によって増減はあるが、人数でいくと1桁程度の人数となっている。

いぢち委員 解除の日付があるが、ここと公金取引の契約が始まったのがいつかと、解除理由が3つ挙げられているが、今回この銀行のみが指定の解除対象になっているということは、この表にある銀行で同じような状況にある銀行はほかにはないということなのか。市内に本支店がない銀行はほかにもあるようであるので、その中でこの銀行だけが今回解除の対象になったということは、ここが一番コンディション悪かったということなのか、この2点伺う。

高階会計管理者 まず導入の年度であるが、いろいろと銀行の併合等があり、今すぐどの年度から開始していたのかはお答えできかねるというか、情報がない。他の銀行の状況であるが、今回みずほ信託銀行様が他と比べて極めて取り扱い件数が少ないということで、月々のサービス使用料などを踏まえると、その費用対効果が他の銀行よりも著しく悪くなっていたという状況があったので、今回はこの特定の銀行のみが対象になっている。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項10、一般財団法人GovTech東京の設立について（報告）、市側の説明を求める。

竹田情報政策課長 資料は協議会10をお開き願う。こちら今日ご用意させていただいた資料であるが、8月までに東京都が公表している資料を抜粋したものであるのでページが飛んでいるが、その点ご了承いただければと思う。

一般財団法人GovTech東京がこの9月に設立された。若干時点のずれがあるので、資料上は9月の事業開始に向けた準備となっているが、9月1日から始動している。1枚目のスライドの下に置いてある設立時の体制のとおりでの執行でつくられている。

おめくりいただいて、設立の目的は何なのかというところであるが、オール東京のDXを加速させるということで、1から4までである。1番目、都庁内部と外部の力を結集して、イノベティブなサービスを生み出す仕掛け、2番目、高度なデジタル人材を採用・活用できる新たな仕組み、3番目、共同調達などを区市町村も含めた東京全体のDXを推進する枠組み、4番目として、行政と民間がフラットに協働できる場、これを実現すべく、支援団体として一般財団法人GovTech東京が設立をされている。一番下に記載があるが、東京都にもデジタルサービス局ということで局が新しくできた。そこと一般財団法人GovTech東京、2つの組織が協働体制を構築し、私たち基礎自治体も含めて東京全体のDXを引っ張っていくというのが設立の目的になっている。

続いて、具体的にサービスが想定されているものについて紹介させていただく。区市町村のDX、都庁各局のDX、デジタル基盤強化・共通化、大項目で説明させていただいているが、おめくりいただいて、デジタル人材の確保・育成、データ利活用の推進、官民協創・新サービスの創出、大きくこの6つの取り組みを進めていくとされている。

もう一つおめくりいただいて、まずは、2つの事業の共同化から進めていくというシートになった。赤く塗られている区市町村DX、そしてデジタル人材の確保・育成、まずはここから手がけていくということでスタートしている。

それぞれについて次のシートでいく。まず共同化によるコストメリット

の最大化というところ、先進自治体で導入している質の高いツール等について実施していく。表の中には①から⑩、ここまでが今年度から順次実践をしていくサービス、⑪から⑳までが今後検討を進めていくというものになる。例えば上に書いてある①の共同電子契約サービスやA I - O C R、R P A、あとは物品調達、e - L e a r n i n g、こうしたものについては既に利用が一緒にできると考えているので、共同で調達をして使うことでいろいろなメリットを出していこうというものである。

下のピンク色の枠に書いてあるところ、例えば、13番目の統合型校務支援システムについては、都内で小・中学校の先生が学校で仕事をするときに必要なシステムであるが、自治体ごとに導入をしており、先生方は市域をまたいで転勤というか異動されるが、先生としてやる業務は変わらないのだが、そこで扱うシステムが全然違って非常に戸惑うという話がある。こういったところについても協働していくことで教員の働き方改革に資する、そのようなところをまとめて24の項目についてこれから共同化で検討していこうという流れになっている。

続いて、デジタル人材のシェアリングというところである。ここには大きく2つ項目がある。東京都ないしは一般財団法人G o v T e c h 東京から区市町村に伴走サポートとして人材を活用、派遣していただくようなイメージであるが、このように使っていくやり方が左の説明である。右側の説明として、一般財団法人G o v T e c h 東京で人材をプールする。その方々を自治体に紹介してもらって、マッチングというのか、そこら辺を済ませた上で適合するようであれば採用につなげていくように進めていくものである。D X 人材も今取り合いが始まっている。また、ずっと同じ人材が活躍できるような時代でもなく、時々によって必要となるパワーが変わってくるので、こうした制度を使わせていただくことで多摩市にも良い人材の紹介・活用ができればと考えている。

今回の説明上最後のスライドになるが、一般財団法人G o v T e c h 東京との協働のメリット。こちらは一番上の囲いにあるが、一般財団法人G o v T e c h 東京のスタートに当たり、区市町村共同事業の体制を大幅に強化してデジタル人材をふやしていくこと、そして共同調達、将来を見据

えたツールやシステムの共同化、コストメリットを最大化、コストパフォーマンスの高いサービスを実現する。また、下の人材プールのところにあるが、公共分野で即戦力となるデジタル人材の紹介を実施していただく、こういったことが私たちもメリットとして感じる場所である。当然費用負担は出てくるが、今まで東京都でやっていただいていた共同運営という協議会があるが、そちらと基本的な負担金額は変わらない。今後新たなサービスを追加していく場合は応能負担とはなっていくが、基本負担分を上回るコストメリットを実現していく、初年度は負担なしということでこの9月から始動したところである。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

いぢち委員 デジタル人材のシェアリングというところでお伺いする。この図によると、今回東京都と一般財団法人GovTech東京が連携してやるという中で、そこから伴走サポートという形で課題解決やツール導入等の支援をしてくれる人材を例えば多摩市が確保する、これはそういうイメージの図なのか。

竹田情報政策課長 スポット相談伴走サポートのところの図でよろしいか。左側のところについては、端的にシステムを入れたり、何かしら新しいサービスを考えるとき、そこにふさわしい人材を短期間派遣していただくようなイメージである。

いぢち委員 私が今伺ったのはスポット相談・伴走サポートであるが、隣に人材プール（人材紹介）があるが、これ両方とも必要な場合に一般財団法人GovTech東京から、あるいは一般財団法人GovTech東京を通して必要な人材を確保するというのであれば、これ左右一緒なのか。

竹田情報政策課長 一般財団法人GovTech東京でプールしたり雇用した人材を紹介いただくという点では同じであるが、右側は自治体で採用するための人材を見つけてくれる、プールしておくというような事業になる。左側はそのパターンパターンに応じた短期間の派遣であったり、一時的に教えるというようなサポートをするという違いがあるが、一言で確保というところだと、一般財団法人GovTech東京で技術の方々を囲っておいて、その方々を自治体に紹介していただくという点では確保ということになると思

う。

いぢち委員　ざっと言って、ピンポイントでお願いするか、ある程度の期間は来ていただいて市の職員として働いていただくかという違いだと理解した。その場合の契約なり委託なりの形であるが、その何か決まり、ルール化は東京都でされているのか、それともそういったところは自治体ごとにこういった契約で幾ら幾らで何時間お願いするというところで幅があるのか、そこを伺う。

竹田情報政策課長　今はまだ始まったばかりということで、実際の動き出しはもう少し先になってくる。事業開始となっているが、まだ事例はない。まず人材を紹介いただくプールであれば採用となるので、紹介いただいた人材を自治体ごとに雇用するという手続が別途必要になってくるかと思う。

ただ、左側は、おそらくであるが今負担している組織体が既にあるので、その取り決めの中で業務として利用していくことができるかとイメージしている。まだ事例が出てないので詳細については少し不明確なところがあるが、今の認識としてはそういう形である。

岩永委員　多摩市としては、こういう組織ができたものをどのように活用していきたいのかというような計画や方針をつくっていく必要があるのではないかと考えているが、その辺りの議論はどこまで今進んでいるのか、もしあれば伺いたいと思う。

竹田情報政策課長　このたび総合計画に合わせて新しくつくる行革計画の中にDXの要素を盛り込むようなところで今考えている。その中で方向性を書いていければと思っている。具体的にどういった方向で、先ほどの資料で申し上げると共同化によるコストメリットとして24のメニューがあるが、多摩市としては、どの辺から選択しながら手がけていくのがよいか、またはどのあたりが足りないからどういった人材を呼んだらよいかといったところも検討しながら、どこまで書くかというところはあるが、計画していくという段取りで考えている。

鈴木企画政策部長　少し補足させていただく。特に共同調達というところが一番大きいかと思っている。特に先ほど一例として情報政策情報政策課長から話があった校務支援システムは、利用するユーザー側の先生方も自治体をまたぐと

システムが違うのでというところもあるし、我々も調達するコストを考えると共同調達してしまったほうが、東京都全体で同じ教員の方が使うわけであるから、そういう意味でもお互いにメリットがあるのではないか、この辺をまず一番最初の取り組みとしてぜひ進めていきたいと思っている。こういう取り組みを通しながら、特に共同調達のところでコストを下げつつもデジタルの力を借りて業務の軽減も図っていきたい。共同調達すれば、我々の調達のための仕様書づくりの職員の負担の軽減にもつながるので、単純にコストだけでなく、そういった労力の軽減にもつなげていきたいと思っている。明確にどこまで計画に書き込むかはまた別としても、考え方の一例で申し上げると、そのような感じのイメージで考えている。

岩永委員

今お話をいただいた具体的に共同調達ということでは校務支援のというお話もあったが、そこも含めて今我が市役所のシステムの中で少し高コスト体質になっているのではないか、こういうところはもう少しデジタル化したほうがよいのではないかというようなことも含めて、東京都がやってくださった、立ち上がったばかりの一般財団法人の動きもにらみながら、アドバイスをしていただけるような人材がいたほうがうまくいくのかと思ったりもしたが、そういったあたりでも人を派遣してもらえるのか、これから特に庁舎の議論なども進んでいくと思うので、その中ではDXをどのように進めていくのかという視点でも、こういった東京都のお力もいただきながらということができるかと思ったが、その辺りについてはどうなのか。

竹田情報政策課長 多摩市に対して、今このように考えたらよいと、総合計画もしかりであるが、事情を酌んでいただくというか、その上でネットワークやコンピューターシステムの状況といったものも踏まえた上で、どのような方向に多摩市が持っていったらよいか、そのような助言をいただくような専門家の方々もおられる。アドバイザーという位置でそういった方々の力も使ってその計画に反映できればしていきたいと思うし、もっと技術的、専門的なところの専門家の方々もいるので、その目的とパターンに適切に合わせながら進めていきたいと思う。ご指摘の全体的なアドバイスをしていただく方もおられるし、個別の本当にコアな部分に入り込む方もおられるとい

うことで今聞いているので、これからどのように使っていくのかを考えていきたいと思う。

岩永委員 人材の確保が難しくてなかなか限られているというのが現状だと思う。その中で多摩市がこういうことをやっていくのに優先的に取り組んでいただけのようにするには、こちらでもある程度こうしたいというようなきちんとした方針を出しながら詰めていく作業をして、適切な方に入っていただく必要があると思う。その方も、もちろんポイントポイントで入っていただくというのもあるのだろうが、ある程度多摩市の事情もきちんと理解していただきながらというところも必要だと思うので、そういう意味では、もちろん始まったばかりなのでこれから考えていくことだとは思いますが、そのタイミングや時期ということが非常に大事だと持っているので、それを逸しないように適切に取り組んでいただきたいと思う。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会事項 1 1、多摩市地域防災計画の改定方針について、市側の説明を求める。

藤浪総務部長 これより総務部から 4 件お願いする。まず 1 1 について防災安全課長から説明させていただく。以降は担当課長から説明させていただくのでよろしくをお願いする。

柚木防災安全課長 協議会資料 1 1 をご覧いただければと思う。多摩市地域防災計画の最新版は、令和 4 年 6 月に修正したものが現行計画ということで最新のものであるが、それ以降情勢の変化があったので、それらに対応していくために来年の夏を目途に防災計画の修正手続を進めていくという内容のご報告となっている。

それで、今申し上げた情勢の変化であるが、資料の左下、前回の計画改定後からの情勢の変化というところで、ポチ印で主に 6 点ほど記載させていただいている。まず 1 つ目が、「首都直下地震等による東京の被害想定」の見直し。東京都で平成 2 4 年に公表された被害想定を令和 4 年に見直ししているの、こちらについての対応。2 つ目が、「東京都地域防災計画 震

災編」の改定が令和5年の5月にあったこと。3つ目としては、コロナ禍での地域活動の低調化、4つ目としては、多様な視点を踏まえた防災対策の必要性のさらなる増大、5つ目としては、国によるDXの推進ということがある。そして、6つ目としては、「多摩市役所本庁舎の建替基本構想」が策定された。こういった情勢の変化に対応するために、今回改定を進めていきたいと考えている。

改定の方針であるが、資料の右上に記載させていただいている①から⑦で、①としては、新たな被害想定に対応した在宅避難体制の整備。②としては、被害想定を踏まえた備蓄数量、備蓄倉庫等の再整理。③としては、東京都で改定された「東京都地域防災計画 震災編」との整合性を図ること。④としては、コロナ禍で低調化した地域活動の活性化策の具体化。⑤としては、女性や若者、要配慮者などの多様な視点を踏まえた上での防災対策のさらなる推進。⑥としては、国による防災DXへの対応と市の課題の解決に対する先進技術の活用。最後⑦として、庁舎建て替えを見据えた庁舎の使用方法の検討。こちらの①から⑦の7つの方針のもとに、その下、「改定スケジュール」と記載しているが、来年の8月、9月を目途に、多摩市地域防災計画の改定を進めていく予定である。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項12、多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画の改正について、市側の説明を求める。

柚木防災安全課長 協議会資料の12番をご覧くださいと思う。今回、多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画の改定についてということで、こちらも計画改定のご報告となる。

まず計画策定の趣旨であるが、1のところに記載させていただいているが、本市においては多摩市犯罪のない安全なまちづくり条例を平成20年に制定している。この条例に基づいて策定した多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画、こちらは平成21年に策定しているが、現時点に至るまで2回の計画改定を行い対応していたが、今年度末で計画期間を満了す

るので、3回目の改定作業に着手しているところである。市の防犯施策は、この安全まちづくり推進計画に基づいて行っており、現在学識経験者、警察、消防、学校、PTA、老人クラブ、自治連合会、また一般の市民の委員で構成される多摩市安全安心まちづくり推進協議会に対して計画改定についての諮問を7月にさせていただいたところである。

改定のスケジュールであるが、2のところに記載のあるとおりである。年度末を目途に改定を進めていく予定である。

なお、計画期間であるが、3番目のところに記載しているが令和6（2024）年度から令和10年（2028）年度、5か年の計画を予定している。

昨今特殊詐欺や闇バイト等、いろいろなことがあろうかと思う。そういった情勢を踏まえた中で、防犯施策の展開について、この計画改定の中で整理・検討を進めていくことを考えている。

小林委員長
岩永委員

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

先ほどの地域防災計画やこういうまちづくり計画もそうだと思うが、言ってみれば地域の方々のボランティアに頼るところもすごく大きくて、午前中の議論ではないが、今度第六次総合計画を進めていくためには、地域協創という視点でその地域のコミュニティをつくっていくようにコーディネートする職員を配置をしながらやっていくということがあり、それが大きな政策の柱だと思う。そういうものをどのように意識しながらこうした計画をつくっていくのかも結構大事かと思っているが、今までどおりのづくり方だとなかなかそういうものの要素が入ってこないかと思っていて、例えば多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画なども、例えば10ページでもそうであるが、青少年問題協議会地区委員会が中心となってやっている挨拶運動などを中心にしてコミュニティ活動の促進を図って地域の防犯力の向上に努めると書いてあるのだが、そもそもその青少年問題協議会自体が成り立たない、活動がなかなか難しいという状況が片割れにあるので、そういうことも含めた中で新しい形を創造していきたいというのが地域協創職員制度の根底にもある考え方だと私は思っている。

したがって、計画改定の中ではそういったあたりがどのように議論され

ていくのかにすごく注目しているが、いかが。

柚木防災安全課長 先ほどの地域防災計画の話もそうであるし、今回ご報告させていただいた防犯計画もそうであるし、核となるのは自助共助、いわゆるご自身のことは自分で守る、今、委員が言われたような地域の力をどう生かしていくのかという部分の話が大きくなっていくということだと思う。自治会の加入率や管理組合の加入率の低下、また消防団員の欠員状態があるというところで、地域の力が落ちてきているというのが現状かと思われる。これをこうしたらよいと明言することはできないが、そういった地域の力を何らかの形で借りるというか取り入れていながら次回の計画にどういった形で落とし込みができるかどうかはこれから検討させていただくことになるので、今の時点でこういう形になるということはいえないが、そういったところも意識しながら計画改定を進めていきたいと考えている。

岩永委員 午前中の議論でもその地域協創担当の職員がいったいどのようなことをやるのかがなかなかわからない中で、こうした計画などを見ているとすごくそのコミュニティが重視されるようなものが出てくるし、それは当然なことだと思う。そういう意味では、その計画を改定しながらそこにある項目なども今までのものが全部できているかどうかも含めて検証していくかと思うが、これから自分たちが第六次総合計画を進めていくに当たって、その柱に地域協創の職員の人たちがいるのであれば、その人たちがこうした地域づくり、地域のこうしたものを進めていくために果たす役割がもしかしたら見えてくるかもしれないので、その辺りをきちんと議論していただいて、そのことをこの計画に載せるかどうかは別だと思うが、その地域担当の職員というかその地域協創をやっている職員の人たちの役割もこうしたところから読み取れたり、見てとれるようなことを意識しながら、ぜひ策定の更新に取り組んでいただきたいと思っている。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項13、多摩市役所本庁舎建替基本計画の検討状況について、市側の説明を求める。

室井新庁舎整備担当課長 協議会案件13、多摩市役所本庁舎建替基本計画の検討状況について説明をさせていただくので、資料をお開きいただけるか。

前回6月の総務常任委員会協議会でご報告した基本計画の策定方針を決定して以降の策定体制における8月までの検討状況についてご報告をさせていただく。なお、まだ検討の序盤の段階であり、会議体の開催状況がご報告の中心となることをご容赦願う。

まず理事者及び部長級で構成する策定委員会については、これまで3回開催し、これまでの経過と基本構想の内容の再確認を行った上で、幹事会での検討に当たっての前提条件の整理を行ってきた。

課長級で構成する幹事会では、検討テーマに応じて3つの部会に分かれて検討することを基本としており、これまでの経過と基本構想の内容の再確認を合同部会で行った後、部会ごとに各1回開催をし、検討を行った。まず防災指令拠点部会では、災害対策本部等の各諸室のあり方について検討を行っている。建物性能部会では、新庁舎に導入するユニバーサルデザインやセキュリティー計画、環境性能について検討を行っている。市民サービス・行政事務部会では、検討スケジュール・検討事項等の確認をした上で、市民サービス全体のあり方・仕組みについて、本庁舎の窓口・待合スペース・案内機能についての検討を行っている。

また、資料の2ページ目となるが、係長以下の若手職員を中心に構成するプロジェクトチームはこれまで2回開催し、キックオフの中で市長から話をしてもらった上で、ワークショップ方式を基本としてこれからのワークスタイルと執務環境のあり方をベースとして意見交換を行っているところである。今後も、執務環境調査、障がいのある方や若者へのヒアリングなどを行うとともに、それぞれの検討体制の中で検討を進め、令和6年度の基本計画の策定に向かっていく。

次に、資料の3ページ目は、現時点での策定までの大まかな想定スケジュールのご報告となる。策定委員会、幹事会及びプロジェクトチームにおいてそれぞれの役割に沿って検討を進め、3月には骨子案の取りまとめ、6月に計画案、7～8月にかけてパブリックコメント案を決定し、その後説明会及びパブリックコメントを行いたいと考えている。その後パブリッ

クコメントでいただいたご意見について検討し、それを踏まえた計画の決定につなげていきたいと考えている。検討状況によってはスケジュールの変更があるかもしれないが、現時点ではこのようなスケジュールを想定している。市議会の皆さんとは、今年10月後半もしくは11月頃からを目途に、基本計画内容に関する意見交換や協議を開始させていただきたいと想定しているところである。意見交換や協議の仕方、スケジュール等について別途調整をさせていただきたいと考えている。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 まず策定委員会や幹事会、プロジェクトチームで進めているということはわかったが、この中でどういう話し合いが行われたのかについてはどこかで見られることになるのか。

室井新庁舎整備担当課長 現時点ではどういう検討を行ったのか、その経過の報告的なものはまだ特段どこかで公表しているということはない。ただ、内容について一定の合意あるいはその検討内容については、時期を見ながら議会とも共有させていただきたいと考えている。

岩永委員 私たち議会でも特別委員会をつくるのかつukらないのか今後具体的にきちんと決まっていくと思うが、どういう議論が行われた結果、その最終的な提案になっているのかがいつもわからないことが多いと思っているので、お金も非常にかかっていくことであるし、市民的にも庁舎の建て替えは非常に注目度も高いし、こういう時期で状況であるので、何でそんなところに金をかけるのだというような意見もあるかもしれないが、こういう議論のもとに結論を出してきたということがきちんとわかっていくように資料をつくって、議会あるいは市民と共有できる状況にさせていただきたいと、この場でお願いしておきたいと思う。

遠藤委員 3番のプロジェクトチームについてであるが、将来を担う係長以下の若手職員ということに大変期待するわけであるが、このグループワーク、「市民と職員が幸せになるために」「市民と職員が幸せになる庁舎とは？」という大変興味深いディスカッションが行われているが、例えばさわりでどのような議論があるのか。

室井新庁舎整備担当課長 なかなか抽象的なテーマ設定をしながらワークショップをして

いるが、1～2回を通じて出てきたキーワードとして、市民の方にとってわかりやすい手続・市役所という中では、今の紙の手続だけではなくオンラインでの手続といった手続の選択がもっとできるように、手続自体も簡素化して、予約制にすることで混み合う時間をなくす、あるいはワンストップというところをこれからもっと意識していく必要があるということがワードとして出てきている。また、職員の自分たちの働き方の中では、テレワークであったり、職員あるいはスペースがもっと十分に欲しい、これからはペーパーレスを進めたい、あるいはフレックスで自由な働き方をといったようなキーワードが前2回では出てきている状況である。

遠藤委員

我々議会も当然そういった問題についてはしっかり考えていく、また、考えているところであるが、例えばいま一つのトレンドとして役所に来なくても手続が全てできるようになるべきだという、小さな市役所的な、市民が来なくても手続できる。現状でも例えば公的文書はほとんど取れるわけであるが、そのように市役所に来なくてもよい役所をつくるという議論と、一方で例えば公民館や図書館、パルテノン多摩などは用事がなくても来られるところという、入り口を広くしてどんどん来てほしい、ウエルカムであるというベクトルと両方あるような気がするが、ここまでの議論では役所本体として小さな役所を目指すのか、関係ない人も皆来てもらって例えば学生が勉強するようなスペースがある、そのような一部二律背反するところがあるような気がして私も迷っているところであるが、その辺の議論の方向性はどのような感じになっているのか。

室井新庁舎整備担当課長 建て替えの基本構想の中での主な機能としては、駅近機能を充実させることでサービスへのアクセス性をよくする、市民の方が本庁舎まで行かなくても手続ができるということをやっているところである。したがって、大きな方向としては市役所に行かなくても手続ができる、あるいは本庁まで行かなくても駅に近い施設へ行くことで用事が済むというところがある。一方で、委員が言われたように相反するところではあるが、先ほどの議論でも出てきた協創という考え方の中で、これからは行政だけが行政的なサービスを展開するものではなく、市民の方や事業者、いろいろな立場の方が行政サービスとかまちづくりに参加していく中では、

皆が一緒になって活動したり、意見を交わし合ったりといったところも考えていかななくてはいけないという方向性があるのかというところで、相反する要素として考えながらも、本庁舎であつたり駅近機能のあり方というところを考えていかなければいけないと捉えている。

いぢち委員 市庁舎建て替え計画の中にダイレクトに入るかどうか議論があつたかと思うが、アクセスの問題である。結局新市庁舎をこの場所につくるとなつたときに、少し行きづらいというのは常に市民の皆さんからご意見がある。今議論で出たが、なるべく行かなくて済むというか、市役所に行かない市民サービスというのがこれから方向性として出てくると思うし、強まると思うが、ただ、そうは言っても行かなければならない方も一定ある。そこで、アクセスに関してもこの計画の中でダイレクトに今後議論できていくのか。それともこれは別途となるのか。

室井新庁舎整備担当課長 言われるとおりで、オンラインによって、あるいは駅近で手続きできることによって本庁舎に行かないでもできるだけ済むように、かといつてその一方で、100%本庁舎に来なくてよいかというところというわけにもいかず、オンラインや駅近では用事が足りない人、あるいは本庁舎のほうに行くのに都合がよい方ということで、来られる方は必ず来られるところの中で、敷地の中でユニバーサルデザインを取り入れて、敷地の外から本庁舎の建物の中に入りやすいように、あるいは構想の中でもお話が出てきたようにバスを使ってから本庁舎に入るまでのところで高低差があつて来にくいというのが宿題として残っているところであるので、その辺りは基本計画の中でも検討していきたい項目として認識している。

いぢち委員 本庁舎まで来る方あるいは来ざるを得ない方というのは、100%ではないがある程度の困窮がある方、抜き差しならない理由がある方ということで、ある程度の比重があると思われる。これは全く別の自治体の議員が話されたのであるが、市庁舎、公共施設というもののアクセスは、そういうお困りの方、あえて言うなら社会的には弱い立場にある方の目線で考えるべきではないかという議論があり、このアクセスもそうだと思う。今言つていただいたとおり、多摩市は特に高低差があつて移動がなかなか大変というのはずっとある問題であるので、その点も踏まえた議論をよろしく

願います。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項14、多摩市特別職報酬等審議会の開催について、市側の説明を求める。

森合人事課長 協議会資料の14を見ていただければと思う。資料については少し簡易に書せていただいているので、口頭で補足しながら説明をさせていただければと思う。

特別職として市議会議員、市長、副市長、教育長、下水道事業管理者の報酬について適正であるかどうかを審議するために、定期的に多摩市特別職報酬等審議会を開催させていただいている。報酬改定する場合もあらかじめ報酬等審議会の意見を聞くということに多摩市特別職報酬等審議会条例でも規定されている。本市では、平成30年度まではおおむね2年に一度特別職報酬等審議会を開催させていただいていたが、今回5年ぶりの開催になった。その経緯としては、まず平成30年度の答申が直近の答申になる。

この答申では、平成29年度及び平成30年度の東京都人事委員会勧告を参考の一つとして0.5%相当分を報酬増額するという内容だった。ただし、令和元年10月に消費税の増税が予定されていたことから、市民の生活状況に目を向けて十分に配慮した対応を要請するとの附帯意見も、この答申中にはついていた。この附帯意見を受けて、条例改正自体は消費税増税後の市民生活の影響を確認した上で令和2年3月の多摩市議会定例会に上程し、令和2年4月から増額改定を行った。ここで、これまでの2年ごとの実施となると、令和2年度に審議会開催という形になる。ただ、令和2年4月から増額改定したばかりだったため、令和2年度の審議会の開催は見送ることにした。

また、次回いつ開催するかについては、令和4年度、令和5年度にそれぞれ市長選、市議選が予定されていることを受けて、これらの選挙が終わったタイミングで報酬等審議会を開催することが望ましいだろうということ

ところで、今回令和5年度の開催となっている。

続いて、多摩市特別職報酬等審議会への諮問事項というところでは、大きく2つ諮問させていただいている。1つ目は、市議会議員、市長、副市長と教育長、それから下水道事業管理者の報酬等になる。2つ目は、報酬等の改定実施時期になる。

今後の審議スケジュールになるが、第1回目については8月29日に既に開催させていただいた。その中では市長からの諮問あるいはその審議内容、資料、今後の開催日程といったものの確認をさせていただいている。今後3回程度の会議を経て、本年11月頃に審議会から答申をいただく予定となっている。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 今背景はわかったのであるが、今審議会に投げかけている立場としては、例えば社会情勢をどのように分析して諮問されているのか、その辺があればお聞きしたい。

森合人事課長 審議会に提出した資料については、もちろん他市の特別職の報酬の現時点での状況、あるいはそれぞれの自治体の財政状況もあろうかと思うので多摩市の財政状況、それから今後多分10月に勧告されるであろう東京都人事委員会勧告、そういったものを含めながら総合的に報酬あるいは期末手当の支給率、月数といったものを審議していただくような予定で考えている。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際協議会を暫時休憩する。

午後 3時00分 休憩

午後 3時20分 再開

小林委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

協議会事項15、マイナンバーカードの状況について、市側の説明を求める。

磯貝市民経済部長 それでは、15番から17番まで3件は市民経済部のご報告案件となっている。順番に担当の課長よりご報告させていただくのでよろしく願います。

松下市民課長 協議会15の資料をご覧いただきたいと思う。こちらは毎回総務常任委員会にご報告をさせていただいているマイナンバーカードの状況について、令和5年7月末現在のものをご報告させていただきたいと思う。

申請率・交付率であるが、多摩市が申請件数12万4,391件、交付件数が10万5,513件、申請率が83.9%、交付率が71.2%となっている。東京都の区部平均では、申請率が88.7%、交付率が72.5%、東京都26市平均では申請率が85.9%、交付率が73.3%、東京都全体としては申請率が87.8%、交付率が72.7%、国全体としては申請率が86.7%、交付率が75.0%となっている。

次に、中段の表であるが、こちらは令和5年度の各月のマイナンバーカードの申請数、交付件数になっている。令和5年7月では、申請件数が316件、交付件数が1,616件、こちらの申請件数についてはピークが令和5年2月で、この一月で9,166件の申請があり、交付のピークとしては令和5年3月、こちらは一月で4,425件の交付になったということで、申請・交付共に一段落ついたような状況である。

2枚目については、26市の7月末現在の状況となっている。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

上杉委員 マイナンバーカードの申請ということではよくわかったが、この中に返却された数というのがどのくらいあるのか教えてもらえないか。

松下市民課長 令和5年度のマイナンバーカード返却数であるが、令和5年4月から8月末まででトータル261件の返納があったという状況である。

上杉委員 その261件の返却された方であるが、どういった理由で返却をされたか、それがわかれば教えていただければと思う。

松下市民課長 まず通常返納として、再発行、あと住所を変更した場合には券面に住所の修正を入れるがそちらがいっぱいになってしまった方、有効期限が切れた方、それから顔写真を変更された方、これが261件中241件。残りの20件については、誤交付というか誤ひもづけというような状況があっ

たのでセキュリティーに不安がある、マイナンバー制度への不信感ということ
ことで自主返納された方が20件ある。

上杉委員 多摩市の中で誤交付やひもづけが誤っていたという件数はあるのか。

松下市民課長 コンビニエンスストアでの誤交付、誤ひもづけというのは、多摩市では
今確認されていない状況である。

上杉委員 保健証のひもづけの誤りという点ではどうか。

松下市民課長 保険証の誤ひもづけについては、当初国から7,300件程度ひもづけ
誤りがあったということで公表されたが、その情報については多摩市には
入ってきておらず、こちらは各医療保険者がひもづけというか、オンライ
ン資格確認システムに登録しているので、各医療保険者が対応を行ったと
いう状況になっている。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項16、多摩センターわくわくプロジェクト進捗状況報
告について市側の説明を求める。

加藤観光担当課長 協議会資料16番をお開き願う。こちら多摩センターわくわくプロジ
ェクトについての定例的なご報告というところである。こちら携わってい
る4課連名でのご報告となっている。

令和6年度、来年度であるが、まちのビジョンと都市再生整備計画など
の策定をするに当たり、委託事業者と本契約をした。6年度の計画の策定
に向けて5年度はまちづくりの社会実験やひとづくりに取り組んでいくと
ころである。6月議会でのご報告以降の動きと、今後の具体的な取り組み
について本日ご報告をさせていただくものである。

項番の2であるが、公共施設等のリニューアル状況で、こちら記載のと
おりである。中央公園の一部、中央図書館に面する南側のブックパークの
エリアが10月中旬に完了する予定である。

続いて項番3の(1)にあるが、計画策定に向けた社会実験に関しては、
パルテノン大通り、レンガ坂、ハローキティストリートを主な場所として
今後予定しているところになる。

(2)にあるとおり、第1弾の社会実験については、10月28日・29日のハロウィン in 多摩センターに合わせてレンガ坂で行うところになる。こちらの社会実験に向けては、ワークショップを9月23日、10月4日、10月14日の3日間実施するところになる。最初の2回については、今後予定している社会実験の場所全体でやりたいことを検討することになる。そちらを踏まえて3回目のワークショップの中でレンガ坂での社会実験についてブラッシュアップさせていき、自転車などの安全な走行とにぎわいを試行的に実施する10月末の社会実験につなげていくものになる。また、ハロウィンでの社会実験の後1週間で平日における交通量調査なども行い、イベント時と平常時ごとに検証をしていくことになる。

また、まちづかいにおいては人づくりも重要になっていくので、(3)のとおり多摩ラボ(仮称)の活動を活性化させていくところも併せて進めていく。多摩ラボ(仮称)については、場所ではなく活動の場を指すもので、現在ワークショップを月2回程度行っているところである。9月、10月に行う社会実験に向けたワークショップも多摩ラボ(仮称)の企画として進め、多くの主体者となる人たちが動き出すきっかけづくりを担っていくというところで考えている。

続いて、次のページになるが(4)多摩中央公園・多摩センター連携協議会の事務局として、パルテノン多摩の5階にクリエイティブキャンパス企画室を7月1日に開設している。公園の改修期間に入ったが、その間はクリエイティブキャンパス企画室を活動の拠点に公園周辺施設と市民活動をつなげて活動の場を広げていくといったような動きになっていくところである。来年度のビジョンや計画の策定に向けて社会実験が10月からスタートしていくことになるので、よろしく願います。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 6月の常任委員会協議会のときに、たしか地域共生アプリのようなものの活用をしていくというお話があったかと思うが、現在それがどのようになっているのかを伺っておきたいと思う。

加藤観光担当課長 こちらは秋に向けてということで6月にご報告をさせていただいたところであった。今もまだ調整を進めているところであり、はっきりとお答

えできる段階になったところで別途またご報告させていただきたいと思っている。

岩永委員 プレスリリースで「HERO」をやるというのを見たが、これをどのようにやるのか興味深く、いつになったらもう少しPRされるのかと思ったりもする。それとともに多摩ラボ（仮称）で月2回ワークショップもされているようであるが、それにはどのようなところから参加者が来られているのか、どのようなことをやっているのかを随時何かでPRされたり報告をされているのか、クリエイティブキャンパス企画室にはどのような人が企画運営に関わって常時人がいるのか、その辺を伺っておきたいと思う。

加藤観光担当課長 「HERO」、先ほどのアプリの関係になるが、こちらについては準備が整ったところでPRをかけていくことになってくるかと思う。イベントも含めて使っていけるタイミングでうまく出していきたいと考えている。多摩ラボ（仮称）については、ワークショップも進めているところであるが、参加されている方については、昨年度も多摩センターのまちづかいということで市民と一緒に考えて進めてきたところがある。そういったところで関わってくれた市民の方、あと大学、高校生などに声かけをしたりしながらつながっている部分がある。そういったところで、いろいろな世代の方々が一緒に考えるような機会になってきている。

ただ、クローズドなものとして進めていくものではないと考えているので、今あの場所を「アジト」という言い方しているが、パルテノン多摩の5階に場所を設けているが、あそことなかなか来づらい部分もある。だから、イベント等人の目に触れるところでの活動などもしながら、主体的に多摩センターで何かやっていきたいという方々を集めていきたいと考えている。

実際に多摩ラボ（仮称）で進めた活動などについては、丘のまちのホームページで、今後になるが、まだプレオープンのようなところもあるので、まとめながらアーカイブとして残していく、皆さんに知っていただく、そういったようなところでのPRを含めてやっていきたいと考えている。

長谷川公園緑地課長 クリエイティブキャンパス企画室へのご質問であるので、私からお答えさせていただければと思う。今、観光担当課長から中央公園工事中と

いうところがあったが、今クリエイティブキャンパス企画室を担う多摩中央公園連携協議会の活動フィールドとなる公園が工事中ということで、今活動ができる場所が少なくなっているような状況である。

それ以前に、工事前にはパルテノン多摩の開館イベント、あるいは最後になるプレイスメイキング社会実験なども行っていたので、引き続き今度は図書館の前のブックパークが10月に完成する予定であるので、ここに合わせてこの連携協議会のイベントを開始していこうということで今準備を進めているところである。だから、今活動団体にどのような団体が入っているかというところでは、プレイスメイキングのときに関わっていただいた団体を中心に、10月の図書館前のところでのイベント開始に向けておのおの企画しているような状況である。

また、工事のエリアの一部にプレイパークできる場所があったので、プレイパークのイベントも6月末に開催しており、ここに関わってくれている団体などは継続的にそこを活動場所として使っていただいているような状況である。そういった意味では、公園開園後徐々ににぎわっていく場所かと思っている。

岩永委員 いろいろな取り組みをわくわくするようにやっっていこうということだと思うが、例えばこのクリエイティブキャンパス室と多摩ラボ（仮称）のようなどころはどのような形で連携して今に至っているのか。

加藤観光担当課長 多摩ラボ（仮称）とクリエイティブキャンパス企画室については、多摩センターのところで活動をスタートしている、にぎわいをつくっていく、ネットワークでつないで地域活性化するといったところで目的が重なる部分もあるかと考えている。

プレで昨年度は多摩ラボ（仮称）とは言っていなかったが、それに近い活動も昨年度から進めてきて、今年度多摩ラボ（仮称）と称して進めているところがある。それとともにクリエイティブキャンパス企画室も7月に開設されたところである。クリエイティブキャンパス企画室は事務所を兼ねているところもあるので、常駐しているところもあったりする。多摩ラボ（仮称）については活動の場であるので、特段常駐しているということではない。そういったことの良いところも含めて連携をしながら進めてい

くのが大事なところになってくるかと思っている。

いろいろな活性化に向けてほかにも取り組んでおられる市民団体があるのでそういったところとつなげていったり、多摩センターに来てこういうことをやりたいと考えたが、よくよく聞いていくと多摩センターではないところのほうが合うのではないか、そういったところも出てこようかと思うので、そういうところもよく聞き取ったり、必要なところで連携したりしながら、補完しながら多摩市内の活性化に向けて進めていければという形で、今、連携も含めて進めているところである。

岩永委員 言葉で「連携」と言うのは簡単であるし、そこにつなぐ人が多分必要になってくるかと思っている。もともとはクリエイティブキャンパス構想の事務機能がそういうつなげる機能も含めて果たすような感じだったと思うが、先ほどからお話を聞いていると、それとは別で、つなぐところに経済観光課がちらちら見えるのか、公園緑地課なのか、どちらなのかよくわからないが、本当はクリエイティブキャンパス企画室自体がそういういろいろなものをコーディネートしていこうという話もあり、その事務局機能を果たすのかというイメージだったが、今お話を聞いているとどうやらそういうわけでもないような感じの印象も受けるが、その辺りはどうなのだろう。

加藤観光担当課長 行く行くを考えていくと、今、委員が言われたところになっていくかと思っている。ただ、進めていくのがまだここで始まったような部分のところもある。クリエイティブキャンパス企画室についても、市内でずっと活動してきたわけではないので、そのネットワークも今から構築していく部分になってくるかと思っている。そういったところも含めて、市の職員も一緒になってアドバイスしたりつないだりしながら、行く行く目指していくところの姿につなげていくように進めていければと考えている。

岩永委員 先ほどクリエイティブキャンパス企画室のお話を聞いたときに公園緑地課長からお答えをいただいたように、みんなで連携してやっっていこうという割には少し縦割りのような印象も正直受ける。クリエイティブキャンパス企画室を受けている事務局自体は、公園のパークPFIの枠組みの中で委託している事業者任せにしているということもあると思うし、そこは言ってみれば経済観光課が担当部署としてやっているわけではない難しさ等い

ろいろなことがあるかと思う。だが、全体的なプロジェクトとしてはパルテノン多摩の改修、図書館の建て替え、公園の改修ということでずっとつながってきた一連の動きの中でそのクリエイティブキャンパス構想が出てきて、それをうまくやっていくための機能として公園を中心につくったものなのだと理解している。その辺りを上手に今からやっていかないと、出だしのところで縦割りになって進んでいっているものをやはりそうではないと言ってまとめようとする、そのほうがすごくエネルギーも必要であるし大変だと思うので、せっかく今から始まる場所であるから、上手にボタンの掛け違いがないようにということよりは、良い形で進めるように協力していかなければいけないし、そういう意味で経済観光課もやっていないわけではないと思うが、良い形で皆が気持ちよく動けるようにぜひしていただきたいということだけお願いしておきたいと思う。

加藤観光担当課長 多摩センターの動きには、今言われたとおり様々な部・課が関わっているようなところもある。今回のご報告の4課連名でというのは、一体的にやっていくということをお示しさせていただいているものになる。クリエイティブキャンパス企画室、多摩ラボ（仮称）も、やはり同じような考え方で進めていくことが必要だと思っている。クリエイティブキャンパス企画室については、多摩中央公園のところから最初になる。そこからにじみ出していくといったところが大事なことになる。今工事をしているところであるので、その辺りの進捗も含めてよく見ながら、どういう形で、どのようなところでといったことも含めて連携を進めていければと思っている。

岩永委員 今4課と言われたが、図書館がないわけである。既に図書館もそこにあるのに、図書館はここに連名で入っていないということも含めて、やはり皆でやっていこうということだったと思っているので、連携というのはやはりすごく大変なことだと思っはいるが、それぞれのところがそれぞれ頑張ればいいのだよということではないだろうと思っている。これについてはやはりきちんとつなげていくという作業をしなくてはいけなくて、最後のところではつなげる作業そのものをクリエイティブキャンパス企画室のようなところがやっていくのだろうと私は今までの議論の流れを受

け止めていたので、そうではないのだったらまたそうではない形で、もっと市がイニシアチブを取ってやるのだ、リーダーシップを取るのだというのだったらそういうやり方もあるかもしれないし、そうではないということであれば、そうではない形に上手に持っていけるような形でスタートしていただきたいということだけは強くお話をしておきたいと思う。

磯貝市民経済部長 今回の報告に関しては4課での報告となっているが、この中身というのは庁内の多摩センター活性化推進会議で報告し、いろいろな意見を出し合って進めている。その中には当然今言われた図書館や、教育部も入っているし、くらしと文化部も入っている。実際の事業をやるに当たっては、そういった施設ともいろいろ担当レベルで調整を図りながらこういったものを進めさせていただいているので、書類上はこうなっているが現実的にはそういった担当レベルのところできちんと調整をしながら、また最終的な庁内の会議体としても一体となったところでやらせていただいているということだけ補足させていただければと思う。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項17、せいせき桜ヶ丘ぶらりと謎とき！まち歩き2023秋開催報告について、市側の説明を求める。

加藤観光担当課長 協議会資料17番をお開き願う。せいせき桜ヶ丘ぶらりと謎とき！まち歩きということで例年実施しているラスカルの謎とき！まち歩きを、今年度は10月7日から11月5日まで実施させていただくところになる。

行政管理課でかわまちびらきのご報告をさせていただいたところであるが、そちらのかわまちびらきが10月14日にあるので、そのイベントの会場である芝生広場をマップの中で紹介したり、商業施設サクテラスモールに入る飲食店も新たにスポットとして加えさせていただき、謎とき！まち歩きということで実施していくところになる。エリアとすると、マップを入れさせていただいているが、多摩川から大栗川までの間の部分、東側は鎌倉街道に近いところ、そういったところの広範なエリアで実施していくことになる。今回は、新しくできるかわまちのところを知っていただく

こともこのまち歩きの中に溶け込ませて進めさせていただくという内容になっている。ぜひこの期間にお楽しみいただければと思っている。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項18、所管事務調査についてである。前回6月21日の総務常任委員会協議会において、総務常任会の2年間のテーマを市民生活と市の業務に関するDXについてとすることとした。その中で、所管事務調査に位置づけるかについては、今後の調査の進展を見て9月の委員会で改めて協議することとした。

調査については、テーマに関連した先進市として10月26日に新潟県新潟市、10月27日に新潟県見附市にてDXの先進的な取り組みについて視察を行うこととした。議会基本条例で定める議会の活動原則では、政策提案機能を積極的に活用するとされており、5月23日の議運においても、前期議員からの申し送り事項で、所管事務調査に位置づけ市に対し何らかの形で提案していくことが望ましいことを確認した。ただし、テーマの中には様々な要素があるため、視察によりDX導入の効果や課題などを整理し、また多摩市の現状と今後のDX導入の考え方を理解した上で具体的な提案に向けた活動が可能であれば、改めて所管事務調査に位置づけることを協議したいと思う。これでよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

小林委員長 それでは、そのようにさせていただく。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 3時48分 再開

小林委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって総務常任委員会を閉会する。

午後 3時49分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

総務常任委員長 小林 憲一